

秋田市環境基本計画
(素案)

平成28年11月

秋田市

<目 次>

| | (ページ) |
|------------------------------------|-------|
| 第1章 計画の基本的な考え方 ----- | 1 |
| 1 計画策定の背景----- | 2 |
| 2 計画策定の目的----- | 3 |
| 3 計画の位置づけ----- | 4 |
| 4 計画の対象----- | 5 |
| (1) 対象地域----- | 5 |
| (2) 環境の分野および項目----- | 5 |
| (3) 計画の期間----- | 5 |
| (4) 計画の推進主体----- | 6 |
| 第2章 秋田市の概要 ----- | 7 |
| 1 市勢および人口----- | 8 |
| (1) 市勢および沿革----- | 8 |
| (2) 人口----- | 8 |
| 2 地理、気候、産業等----- | 9 |
| (1) 地理----- | 9 |
| (2) 気候----- | 9 |
| (3) 産業の動向----- | 10 |
| 第3章 環境の現状と課題 ----- | 11 |
| 1 低炭素社会の構築----- | 12 |
| 2 循環型社会の構築----- | 15 |
| 3 安全な生活環境の確保----- | 18 |
| 4 自然共生社会の構築----- | 21 |
| 5 協働による環境保全の取組----- | 26 |
| 第4章 秋田市がめざす望ましい環境像 ----- | 33 |
| 1 望ましい環境像----- | 34 |
| 2 基本目標----- | 34 |
| 3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）----- | 36 |
| 第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開 ----- | 37 |
| 1 低炭素社会の構築----- | 40 |
| (1) 地球温暖化対策の推進----- | 42 |
| (2) 持続可能なエネルギー利用への転換----- | 44 |
| 2 循環型社会の構築----- | 46 |
| (1) 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環----- | 48 |
| (2) 廃棄物の適正処分の確保----- | 50 |

| | | |
|--------------------------|--------------------------|-----------|
| 3 | 安全な生活環境の確保 | 51 |
| (1) | 大気環境の保全 | 53 |
| (2) | 水環境の保全 | 55 |
| (3) | その他の生活環境の保全 | 57 |
| 4 | 自然共生社会の構築 | 59 |
| (1) | 自然環境の保全と活用 | 61 |
| (2) | 自然とのふれあいの確保 | 63 |
| (3) | 生物多様性保全対策の推進 | 65 |
| 5 | 協働による環境保全の取組 | 66 |
| (1) | 環境教育・環境学習の推進 | 68 |
| (2) | 自主的な環境保全行動の推進と協働による取組の推進 | 70 |
| (3) | 地域に根ざした環境共生スタイルの推進 | 72 |
| 6 | 分野横断的取組 | 73 |
| (1) | 持続可能なまちづくりに向けて | 73 |
| (2) | 4つのプロジェクト | 75 |
| 第6章 計画を推進するための仕組み | | 81 |
| 1 | 計画の推進体制 | 82 |
| (1) | 市の推進体制 | 83 |
| (2) | 秋田市環境審議会 | 83 |
| (3) | 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備 | 83 |
| (4) | 広域的な連携の強化 | 83 |
| 2 | 計画の進行管理 | 84 |
| (1) | 施策の整合性の確保 | 85 |
| (2) | 環境目標・指標の設定、活用 | 85 |
| (3) | 年次報告書の作成・公表 | 85 |
| (4) | 改善・見直し | 85 |

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、「秋田市環境基本条例」を平成11年3月に制定し、この条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため「秋田市環境基本計画」を平成13年3月に策定しました。

その後、県都400年を迎えた平成16年を本市の「環境都市元年」と位置づけ、広く内外に向け宣言した「環境都市あきた宣言」や平成17年1月の河辺町および雄和町との合併による市域の拡大などにより平成19年3月に、その後、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故に伴う資源・エネルギー問題の見直しなどにより平成24年3月に、それぞれ環境基本計画を改定し、環境の保全および創造に関する施策を着実に推進してきました。

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然が、伝統に育まれた歴史的・文化的環境と調和しながら、四季の移り変わりが鮮やかに感じられる美しいまちとして、良好な環境によるまちづくりを展開してきた結果、秋田市らしい恵み豊かな環境が保たれているといえます。

しかし一方、世界に目を向けると、地球温暖化問題をはじめ、先進国などでの浪費による資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化などが、地球規模での環境問題として顕在化している状況であります。また、国内では、化学物質等による環境汚染にとどまらず、日常生活に起因する環境への負荷や廃棄物問題、外来生物による在来生物の被害など、環境に関する問題は多様化・複雑化してきており、人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生してきており、本市への影響も懸念されてきております。

これらの環境問題は、便利な生活へのライフスタイルの変化や大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などに起因しており、この問題を解決するためには、私たち一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す毎日の心がけが必要であるとともに、市、事業者および市民が情報の共有化を図るなど共通の認識に立ちながら協働で環境の保全および創造に関する問題に取り組んでいくことが求められています。

環境行政を取り巻く状況に関して、国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の考え方として、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「低炭素社会」にその基盤となる「安全が確保される社会」が追加されました。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、また、先人から受け継いだ恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、私たち一人ひとりが環境に関する様々な取組を行っていく必要があります、その小さな積み重ねが本市の将来を築いていくこととなります。

2 計画策定の目的

本市では、市、事業者および市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる秋田市環境基本条例を制定するとともに、環境都市あきた宣言を行いました。

秋田市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、秋田市環境基本条例第3条で定められた4つの基本理念および環境都市あきた宣言で示された基本理念の具体化を図っていくことを目的とします。

●環境基本条例の基本理念

（基本理念）

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

●環境都市あきた宣言の理念

- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります。
- 1 多様な自然をとくとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

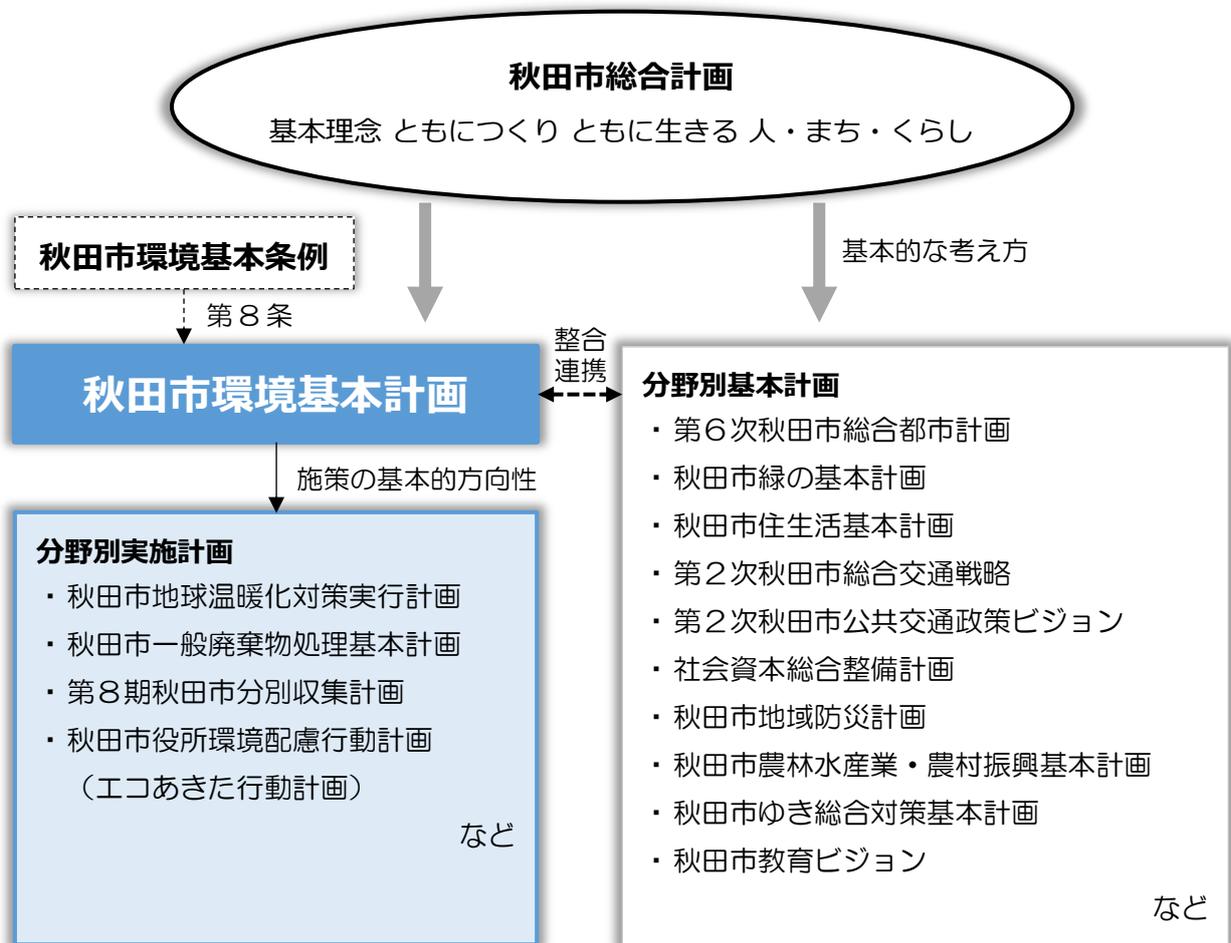
3 計画の位置づけ

本計画は、秋田市環境基本条例第8条の規定に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画となります。

また、環境の保全および創造に関する長期的な目標と施策の方向を示すことにより、市、事業者および市民による取組の指針を提供するとともに、環境分野の関連計画に対し施策の基本的方向性を与える役割を担います。

さらに、本計画に基づく環境の保全および創造に向けた施策を推進していくことで、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を環境面から実現していく役割を担います。

●秋田市環境基本計画の位置づけ



なお、本計画において定める長期的目標（望ましい環境像・基本目標）に沿って施策を推進するため、関連する分野別基本計画との連携・整合を図ります。また、分野別実施計画に基づき、環境施策の推進および進行管理を行います。

4 計画の対象

(1) 対象地域

本計画では、秋田市全域を対象範囲としますが、より広域的な観点からの取組が必要となる場合には、国、秋田県および関係する地方公共団体との関連も考慮します。

(2) 環境の分野および項目

本計画の対象とする環境の範囲は、「環境都市あきた宣言」の理念に基づき、私たちを取り巻く生活環境と自然共生社会、それらを支える低炭素社会および環境への負荷が低減される循環型社会、さらには、環境の保全と創造を推進するために協働の取組を行っていく必要があることから、以下のとおり、5つの環境分野を設定します。また、環境分野を構成する要素として「環境項目」を整理しています。ただし、環境項目については、これを限定的に捉えるのではなく、新たな項目が生じた場合には適切に対応していくこととします。

●環境の分野および項目

| 環境分野 | 環境項目 |
|-----------------------|---|
| 低炭素社会の構築 に関する事 | 地球温暖化・気候変動／エネルギーの利用 |
| 循環型社会の構築 に関する事 | 廃棄物／資源の好循環 |
| 安全な生活環境の確保 に関する事 | 大気環境／水環境／土壌環境／騒音／振動／悪臭／化学物質等 |
| 自然共生社会の構築 に関する事 | 自然環境／自然とのふれあい／生物多様性／自然と歴史的・文化的環境との調和 |
| 協働による環境保全 の取組に関する事 | 環境教育・環境学習／自主的な環境保全行動／協働による取組 ／ライフスタイル・ワークスタイルの変革 |

(3) 計画の期間

環境問題への対応は長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画の期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の推進主体

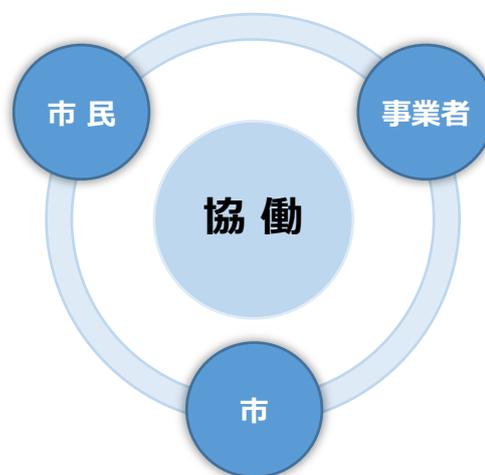
本計画の推進主体は、市、事業者および市民とします。

本計画に基づく施策を効果的に推進するために、市、事業者および市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすとともに、協働による取組を推進するものとします。

なお、市民は、市内に住んでいる人や市民団体はもちろんのこと、市内で働き、学ぶ人々、市内に訪れる人々も含まれます。

また、事業者は、市内で事業活動を行う事業者や事業者団体、公益法人、NPOなど事業活動を行う法人を含みます。

●計画の推進主体



ア 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に実施していくものとします。

また、自らの事務事業に伴う環境への負荷を少なくするように率先して努めるとともに、事業者および市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、秋田県および関係する地方公共団体と連携して取り組むこととします。

イ 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷を少なくするよう努めるものとします。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、良好な環境の保全と創造に関する自主的な取組に努めるものとします。

ウ 市民の役割

日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。

第2章

秋田市の概要

1 市勢および人口

(1) 市勢および沿革

秋田市は、歴史ある県都として、秋田県の人口の約3割、県内総生産の3分の1を占める、秋田県内および北東北の拠点中核都市です。

秋田市の歴史を振り返ると、中世以降、全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。慶長7年（1602年）には、現在の千秋公園に久保田城が築城され、今日の中心市街地の原型となる城下町が建設されました。

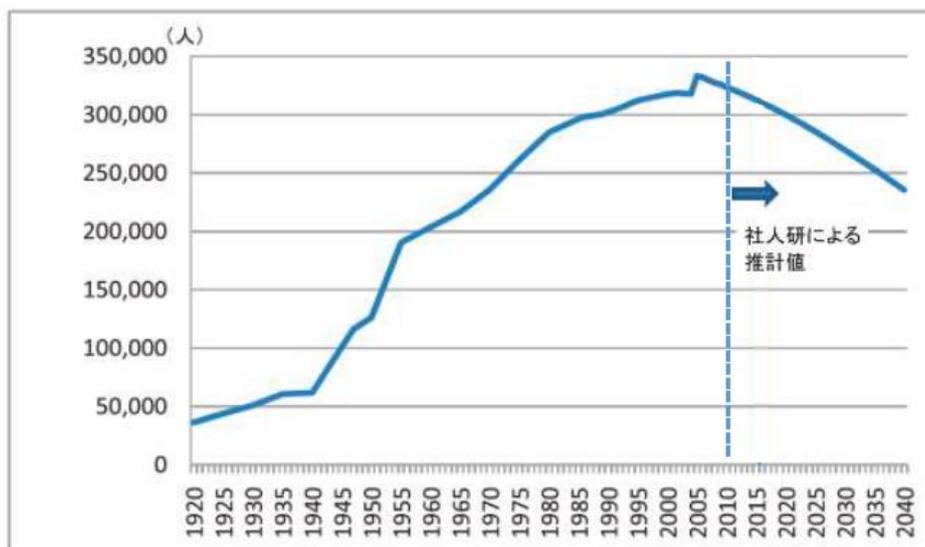
明治22年（1889年）に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、発展を遂げました。さらに、平成9年（1997年）に「中核市」に移行、平成17年（2005年）には旧河辺町および旧雄和町と合併し、現在の市域となっています。

(2) 人口

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、2003年（平成15年）には減少に転じています。

2005年（平成17年）には河辺町および雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、現在は32万人を切る状態となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年（平成52年）には、約23万5千人（2010年（平成22年）から約27%減少）になると推計されています。

●本市の人口の推移、将来推計



秋田市情報統計課による推計人口、社人研「日本の地域別将来推計人口」

2 地理、気候、産業等

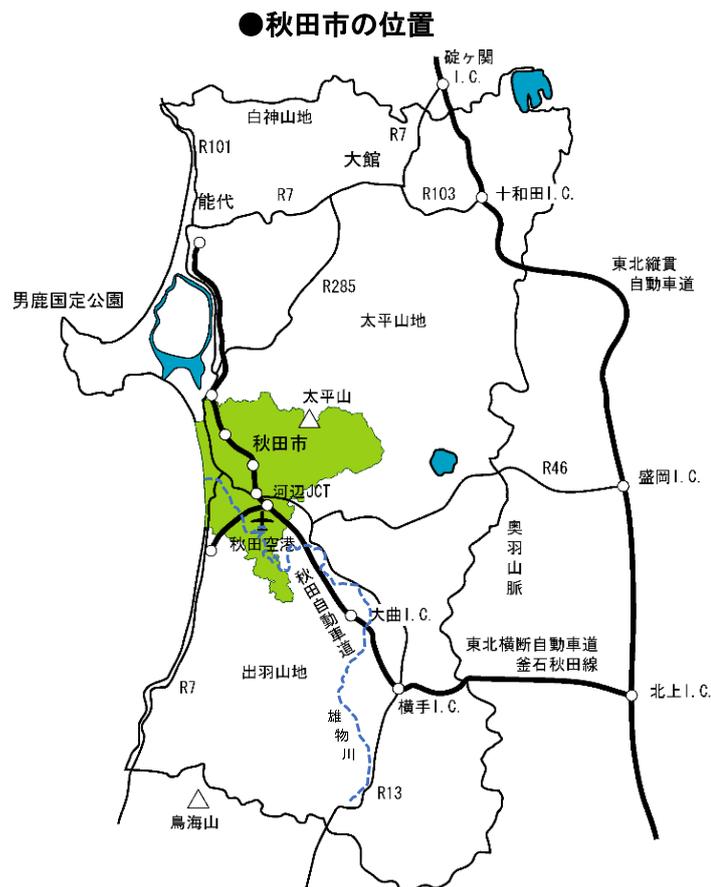
(1) 地理

本市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央部に位置しており、906.09km²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.6mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmの範囲には、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。



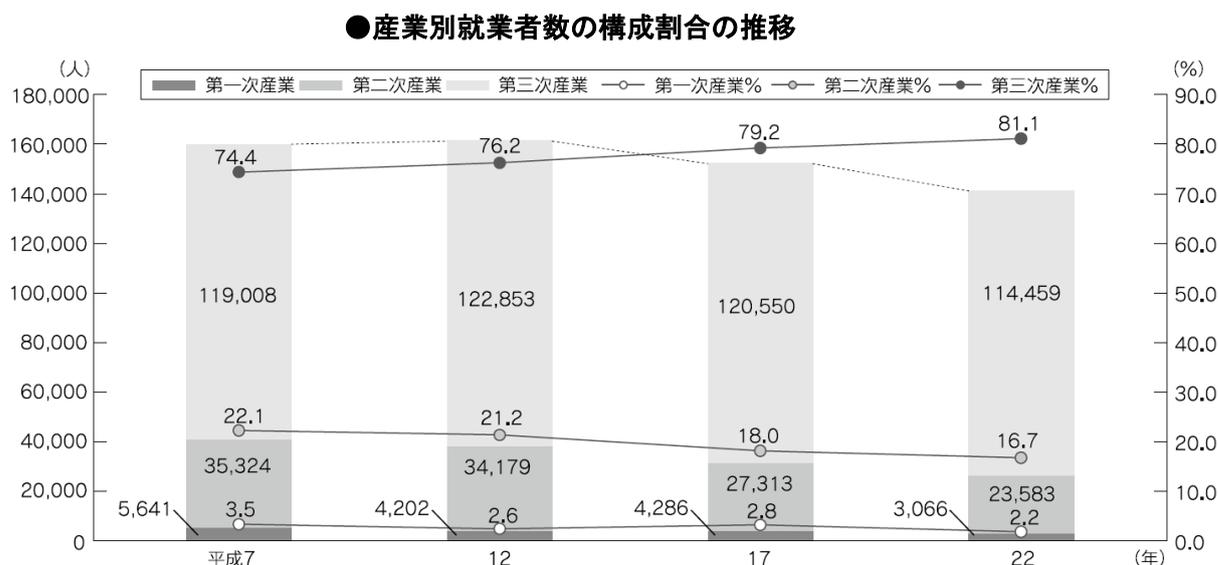
(2) 気候

本市は、典型的な日本海側気候となっています。

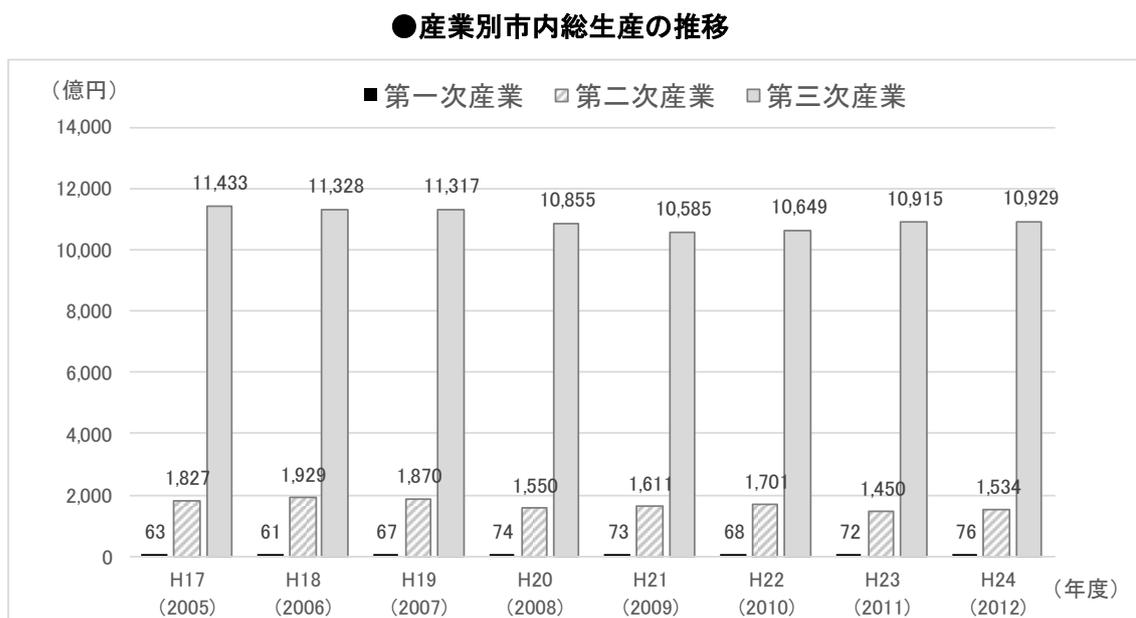
秋田地方気象台における平成27年の平均気温は12.7℃で、平年値（1981～2010年の平均）よりも1.0℃高くなっています。また、日照時間は1,712.6時間で、平年値よりも186.6時間長くなっています。

(3) 産業の動向

国勢調査による平成7年以降の産業別就業者数の構成割合は、第一次産業と第二次産業が減少する一方、第三次産業が増加しています。平成22年度の産業別就業者数の割合は、第一次産業が2.2%、第二次産業が16.7%、第三次産業が81.1%となっています。



産業別市内総生産を見ると、第一次産業は、平成17年度以降60億円台から70億円台で推移しています。第二次産業は、平成17年度以降減少傾向で推移し、平成24年度は約1,534億円でした。第三次産業は、平成17年度から平成21年度にかけて落ち込みましたが、その後緩やかに回復し、平成24年度は約1兆929億円でした。



第3章

環境の現状と課題

1 低炭素社会の構築

(1) 環境の現状

ア 地球温暖化防止による影響

- (ア) 平成26年（2014年）11月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次評価報告書」では、世界の平均気温は1880年から2012年の期間に0.85℃上昇し、今世紀末までには平均気温が現在（1986-2005年平均）よりも最大4.8℃上昇すると予測されています。
- (イ) 平成27年（2015年）11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、京都議定書に代わる平成32年（2020年）以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標（2度目標）を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

イ 地球温暖化防止に向けた国内、秋田県内の取組

- (ア) 地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響として、農業や生態系などへの影響、熱中症など健康被害の発生、短時間での強雨による洪水、土砂災害などとの関係性が指摘されています。
- (イ) 国においては、平成27年（2015年）12月のC O P 21でのパリ協定の採択を受けて、日本の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保を目指す「日本の約束草案」（国内の排出削減・吸収量の確保により、平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比26.0%減）の着実な実行を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）を改正した上で、「地球温暖化対策計画」を平成28年度（2016年度）年5月に策定しました。
- (ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年（2011年）3月公布）に基づき、秋田県地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標として「平成32年度（2020年度）に温室効果ガス排出量を11%削減（平成2年度（1990年度）比）」を設定しています。

ウ 本市における地球温暖化の影響と温室効果ガスの排出状況

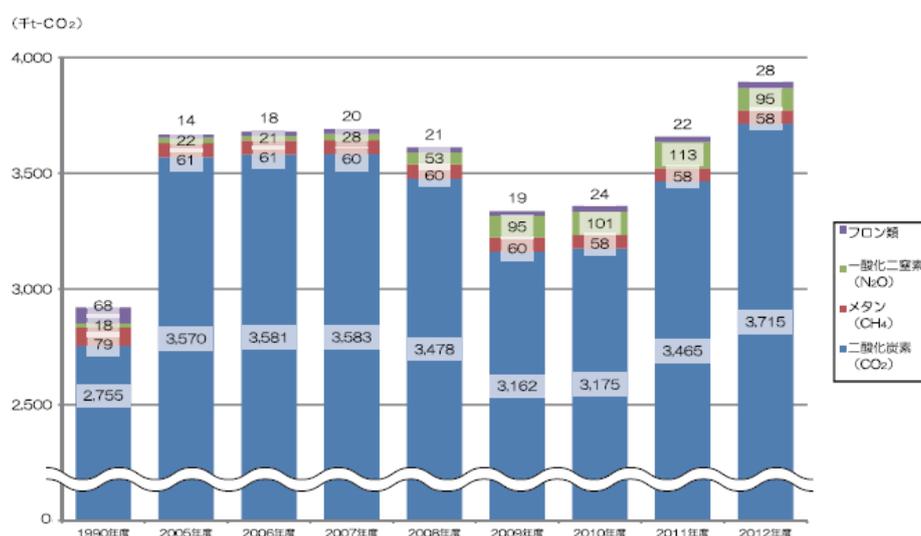
- (ア) 本市では、年平均気温は上昇傾向を示しているほか、猛暑日の増加、真冬日の減少といった気象の変化や、サクラ（ソメイヨシノ）の開花

日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化の影響と考えられる変化が見られています。

- (イ) 平成24年度（2012年度）の市域の温室効果ガス総排出量は389万6千t-CO₂で、平成17年度（2005年度）※¹（366万7千t-CO₂）と比較すると22万9千t-CO₂（6.2%）の増加となっています。
- (ロ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素については、産業部門からの排出量が最も多く、基準年度（平成17年度（2005年度））※¹の排出量に比べても増加傾向にあります。

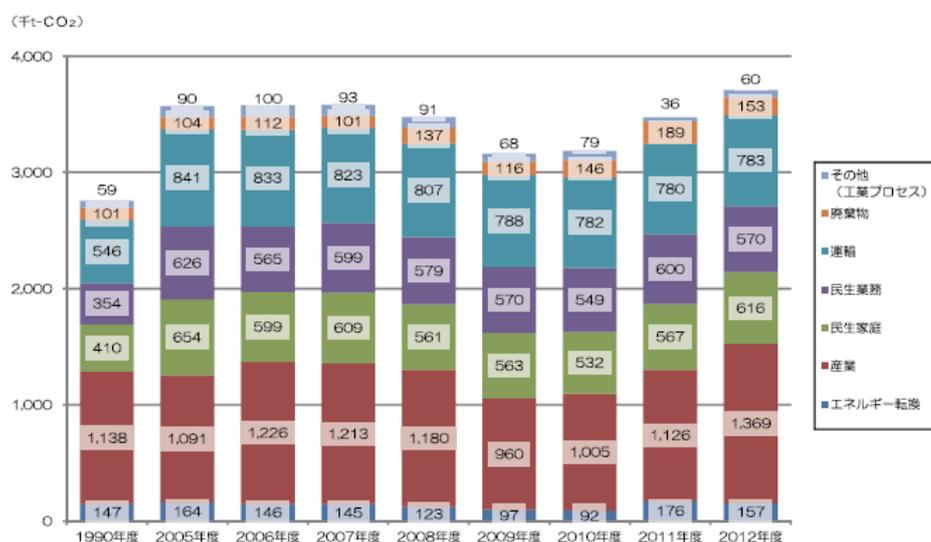
※1 秋田市地球温暖化対策実行計画（平成28年3月）の基準年度

●市域からの温室効果ガス総排出量の推移



出典) 2015年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果から作成

●市域からの部門別の二酸化炭素排出量の推移



出典) 2015年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果から作成

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市、事業者および市民が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいます。
- イ 再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止と市民の環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムおよび木質ペレットストーブの設置費用の一部補助を行っています。
- ウ 本市の地域特性を生かした風力発電や太陽光発電、木質バイオマスや地中熱を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備し、平成26年（2014年）10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」の認定を受けました。
- エ 平成23年（2011年）4月から平成28年（2015年）3月までの5年間では、環境立市あきた実現のため「あきたスマートシティ・プロジェクト」に取り組みました。今後は、プロジェクトで得られた成果を踏まえ、「創エネ」、「省エネ」、「ライフスタイルの変革」を3本の柱とし、今後も取組を推進していきます。

(3) 今後の課題

- ア 国際的な動向および国内の動向を踏まえ、地球温暖化が緩和されるよう、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要です。
- イ 再生可能エネルギーの導入の促進、より二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換およびライフスタイルの変革について、事業者および市民等と協働して取り組んでいくことが必要です。
- ウ 地球温暖化の影響に対処するための対策（適応策）に取り組んでいくことで、自然災害や健康影響などのリスクを低減させ、安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

2 循環型社会の構築

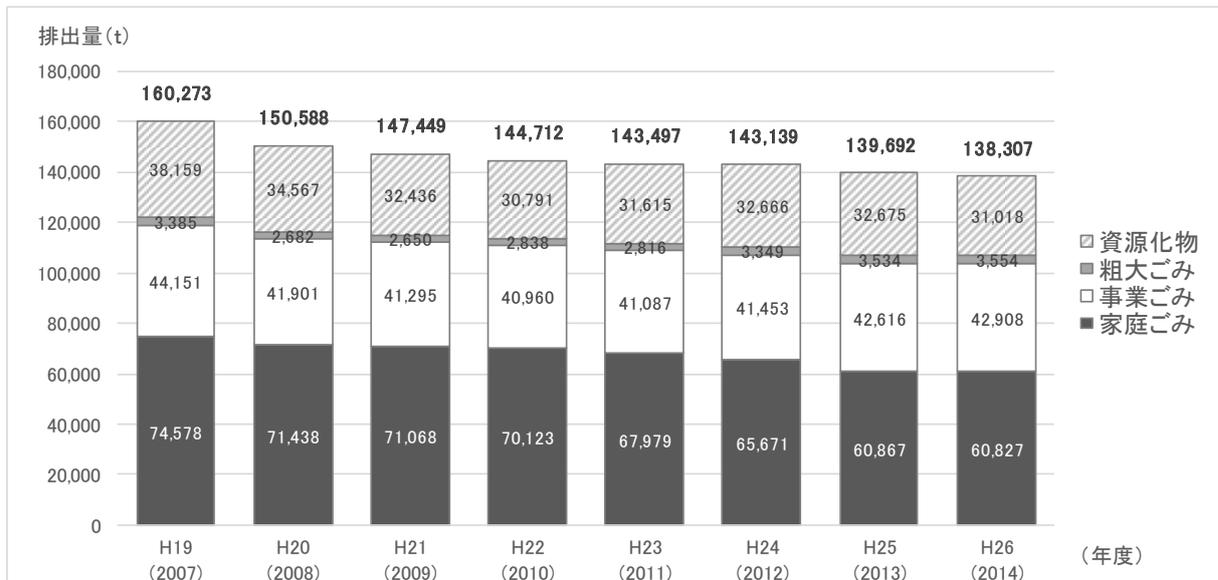
(1) 環境の現状

ア ごみの排出状況

(ア) ごみの排出量は、平成15年度以降減少に向かっていましたが、その後横ばい傾向が続いたことから、より一層のごみの減量を図るため、平成24年7月から家庭ごみの有料化を実施しました。有料化導入後は、市民等の協力により、家庭ごみ排出量が減少しました。

(イ) 平成26年度のごみ排出量は138,307 tで、ごみの区分別においては、「家庭ごみ」が60,827 t、「事業ごみ」が42,908 t、「粗大ごみ」が3,554 t、「資源化物」が31,018 tとなっています。

●ごみ総排出量の推移



資料：秋田市清掃事業概要

イ 1日あたりのごみ排出量

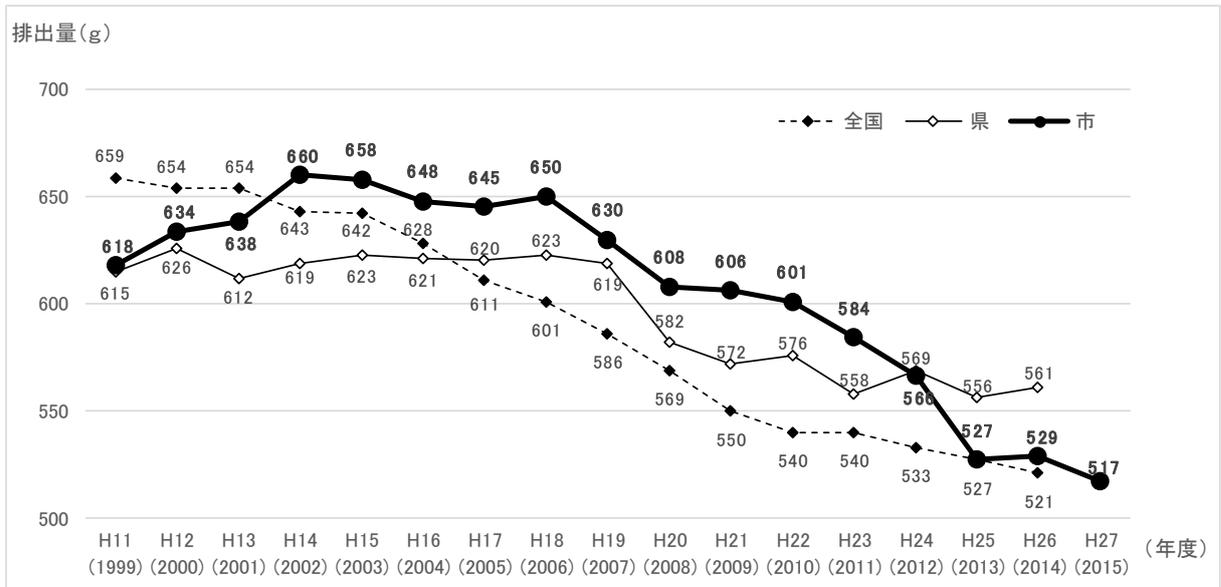
(ア) 平成26年度における1日あたりのごみ排出量は、次図に示すとおりです。



第3章 環境の現状と課題

(ア) 平成27年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）は517グラムでした。本市では、平成27年3月に「秋田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新たな減量目標を約480グラムに定めました。

●一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く。）の推移

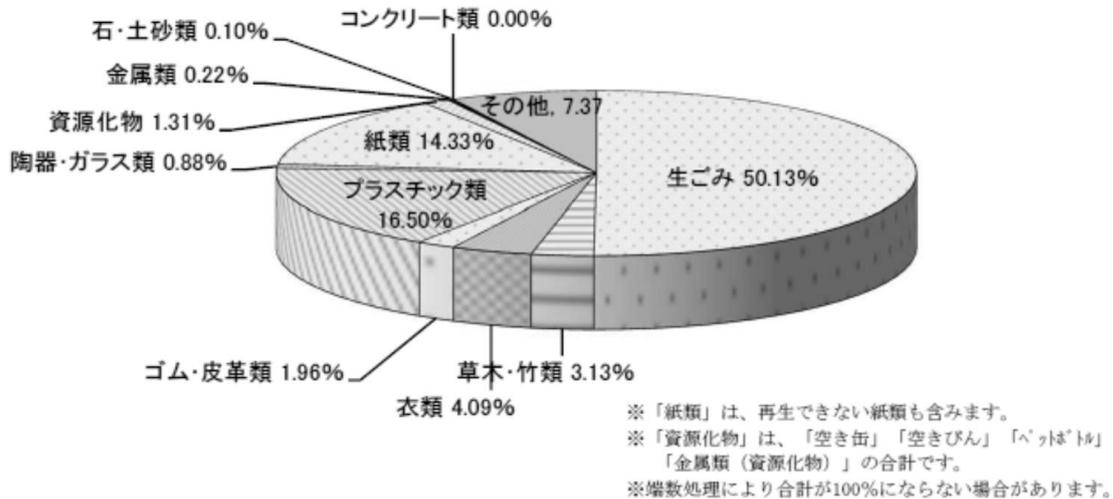


資料：平成27年度地域別家庭ごみ組成調査報告書

ウ ごみの組成割合

(ア) 平成27年度における市全体のごみの組成を見ると、「生ごみ」が約半数を占め、「プラスチック類」、「紙類（資源化物）」が続きます。

●ごみ組成割合（平成27年度）



資料：平成27年度地域別家庭ごみ組成調査報告書

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）に基づき、廃棄物の適正な処理はもとより、廃棄物の発生抑制、再使用に係る様々な取組を通じて、循環型社会の構築を推進しています。
- イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして、熔融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。また、し尿処理施設については、老朽化した施設を改修し、平成25年から秋田市汚泥再生処理センターとして運営しています。
- ウ 本市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年8月10日法律第57号）に基づき、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電の回収を行っています。天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指しています。
- エ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年6月19日法律第42号）に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を推進しています。
- オ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年6月22日政令第215号）で定められた処理期限（平成39年3月）までに、PCB廃棄物の適正な処理を促進します。
- カ 秋田市震災廃棄物処理計画および水害廃棄物処理計画に基づき、想定される災害等に対する事前の体制整備を進めるとともに、市、事業者および市民の連携に基づく震災廃棄物の円滑な処理を推進しています。

(3) 今後の課題

- ア ごみの出ないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進していくために、市、事業者および市民が主体的に取り組み、連携を深めていくことが必要です。
- イ 家庭ごみについては、資源化物として分別できる紙類の混入や、使い切れずに排出される食材が混入されていることから、ごみ減量に関する周知・啓発を一層促進し、市民の減量意識の向上を図ることが必要です。
- ウ 事業系ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。
- エ フリーマーケットの利用やリターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に用いるなど、使い捨て型ライフスタイルからの転換を促進していくことが必要です。

3 安全な生活環境の確保

(1) 環境の現状

ア 大気環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）に基づき大気汚染に係る環境基準が定められています。
- (イ) 大気中の二酸化硫黄や二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。平成23年度から監視を実施している微小粒子状物質（PM2.5）についても、環境基準を達成しています。
- (ウ) 光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、注意報の発令基準を下回っています。
- (エ) ベンゼンやダイオキシン類などの有害大気汚染物質については、いずれも環境基準を達成しています。
- (オ) アスベスト（石綿）を含む建築材料を用いた建築物等の解体工事、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、飛散しないよう指導等を行っています。

イ 水環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められています。
- (イ) ほとんどの河川では、年々環境基準の達成率が良くなってきていますが、一部の河川や湖沼などでは、生活排水などの流入により環境基準を達成していないところもあります。
- (ウ) 特に本市の北部を流れる馬踏川が流入する八郎湖の水質（COD）は、平成13年度以降改善の傾向にはあるものの、未だ環境基準を大幅に超えています。八郎湖は、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）に基づく指定湖沼の指定を受け、秋田県により「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」が策定され対策が行われています。
- (エ) 公共用水域の水質および底質におけるダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (オ) 地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部で有機塩素化合物や硝酸性窒素などの汚染物質が検出されることもあります。

ウ その他の生活環境

- (ア) 騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業、飲食店営業や家庭生活など様々なものがあります。
- (イ) 道路交通騒音については、昼夜とも環境基準を達成していない地点がありました。また、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値を比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を実施したところ、環境基準を達成していない路線がありました。
- (ウ) 悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣住宅の生活排水等から発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な臭気対策の検討が必要です。
- (エ) 土壌におけるダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (オ) 科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状、環境への排出量により、生活環境、人の健康、生態系に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

(2) 取組状況

ア 大気環境

- (ア) 市内各所の測定局および大規模な公害防止協定工場において、テレメーターシステムによりリアルタイムで大気の常時監視を行っています。また、ベンゼンやダイオキシン類等の有害大気汚染物質についても、定期的にモニタリングを実施しています。
- (イ) 大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結し、より厳しい基準のもとで指導を行っています。

イ 水環境

- (ア) 水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結し、より厳しい基準のもとで指導を行っています。
- (イ) 生活排水は、水質汚濁物質の発生源として大きな割合を占めていることから、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの整備を推進しています。
- (ウ) 秋田市上下水道事業基本計画に基づく上下水道事業の計画的な推進を図るとともに、定期的に地下水の水質調査を行っています。

ウ その他の生活環境

- (ア) 道路交通に伴う騒音や振動、一般環境における騒音の実態とその推移を把握するために、定期的に調査を行っています。
- (イ) 法令および条例に基づき、工場・事業場、建設作業などの事業活動における規制の遵守を指導しています。

(3) 今後の課題

ア 大気環境

- (ア) 環境基準を達成している項目の維持・向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図ることが課題です。そのために、大気環境の調査のほか、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。
- (イ) また、移動発生源対策として、自動車については、環境への負荷の少ない低公害車や次世代自動車への転換を促進するとともに、公共交通機関の利用促進、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。
- (ウ) 東日本大震災による被災地の復旧・復興に伴う解体建築物からのアスベストの飛散・ばく露防止対策に注目されるとおり、災害時のリスクに対し、平時から対応を図っていくことも課題となってきます。

イ 水環境

- (ア) 環境基準を既に達成している河川や湖沼について維持・向上に努めていくとともに、達成していない河川等での水質改善を図ることが課題です。そのために、水環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する対策を継続することが必要です。また、生活排水処理や水資源の保全に対する市民等の意識啓発を図る必要があります。
- (イ) 平成26年7月に施行された水循環基本法（平成26年4月2日法律第16号）を受けて、健全な水循環の維持、回復に向けた取組を行っていくことが必要です。

ウ その他の生活環境

- (ア) 法令および条例に基づく騒音や振動など生活環境の保全に関わる規制の遵守のための指導を引き続き実施していくことが必要です。
- (イ) 騒音、振動や悪臭問題の解決には、沿道対策の実施など、まちづくりのあり方までを含め、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

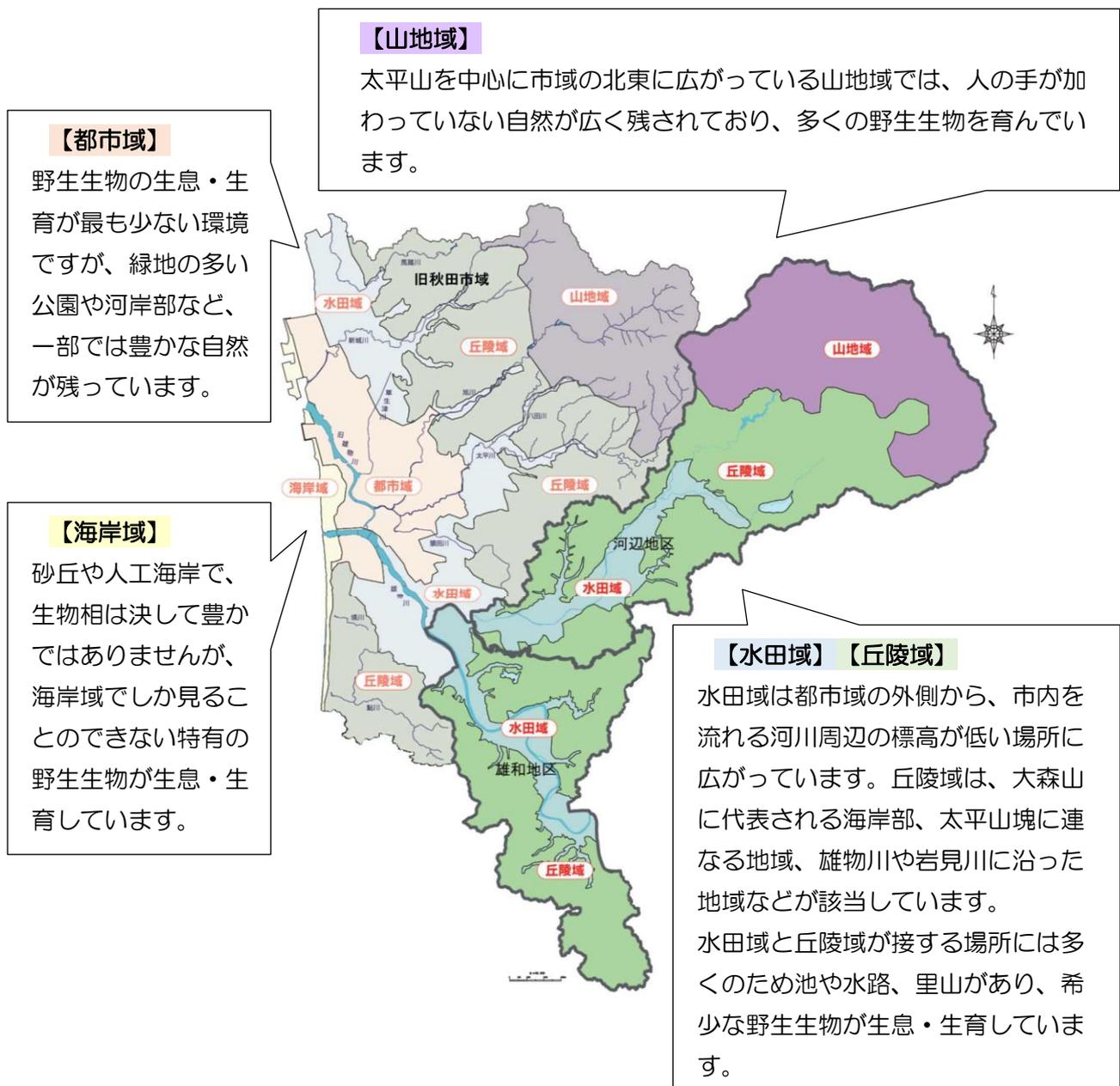
4 自然共生社会の構築

(1) 環境の現状

ア 自然環境

(ア) 市域の自然環境の特性を見ると、海岸域、都市域、水田域、丘陵域、山地域の5つに区分されます。これらの環境を旭川や太平川、雄物川、岩見川、平尾鳥川などの河川が結びつけ、生物相を一層多様なものとしています。

●自然環境区分ごとの特徴



第3章 環境の現状と課題

- (イ) 本市における森林面積の割合は、秋田県林業統計によると市域の約7割を占め、その内訳は、おおむね国有林が4割、民有林が6割となっています。
- (ウ) 本市における耕地面積は、2015年世界農林業センサスによると9,210haで、市域の10.2%を占めています。平成18年に対して1.3%の面積が減少しました。
- (エ) 農地のうち耕地（田および畑）の面積は、過去10年間で、田耕地で1.0%の減少、畑地で5.2%の減少となっています。減少の理由は、主に宅地等への転用で、特に市街化区域内での減少が顕著でした。
- (オ) 本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。

イ 生物多様性

- (ア) 本市では、様々な自然環境に野生生物が適応し、生息・生育しており、豊かな生物相が育まれています。
- (イ) 本市で実施した自然環境調査の結果では、市全域で4,585種の野生生物が確認されています。一方、絶滅のおそれがある希少種は、平成16年度の調査では139種、平成21年度の調査では149種が確認されました。

●市内での動植物の確認種数

| | 旧秋田市域 | 河辺地区 | 雄和地区 | 市全域 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 魚類 | 59 | 34 | 32 | 71 |
| 底生生物 | 307 | 194 | 153 | 360 |
| 植物 | 992 | 851 | 847 | 1,221 |
| 昆虫類 | 1,970 | 1,553 | 1,212 | 2,889 |
| 鳥類 | 97 | 65 | 56 | 117 |
| 両生類 | 14 | 12 | 11 | 18 |
| は虫類 | 10 | 6 | 6 | 10 |
| 哺乳類 | 14 | 18 | 11 | 21 |
| 合計 | 3,380 | 2,733 | 2,328 | 4,585 |

注1) 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21年度の調査結果です。

注2) 合計値は、重複分を調整した値です。

- (ウ) 野生生物は、太平山一帯にブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるカモシカや亜高山帯に生息す

る鳥類などの貴重な生息地となっています。また、旭川、新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。

- (エ) 本市の多様な地形や多様性に富んだ環境には、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生などが見られます。環境省の調査によると、東北地方では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号。以下、「外来生物法」という。）に基づく飼養等の規制対象である「特定外来生物」について、アライグマ、ウシガエル、オオクチバス、ウチダザリガニやオオハンゴウソウなど21種の侵入が確認されています。また、外来生物法の規制対象にはなっていませんが、生態系に影響を及ぼす可能性があり、適切な取扱いに注意が必要とされる外来生物としてアカミミガメ、ニジマス、アメリカザリガニやハリエンジュ（ニセアカシア）などが挙げられています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 本市の公園緑地は、263箇所、2,121.88haが都市計画決定されており、明治29年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉潟公園などが開設済みであり、平成27年度末で208箇所、611.62ha（都市計画決定されていないものも含む。）となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は、19.37㎡となっており、全国平均の10.2㎡（平成27年度末現在）、国の標準目標面積の10㎡を上回っています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育みながら、秋田市は成長し発展してきました。秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています。
- (イ) 平成28年4月1日現在、285件（国指定23件、県指定105件、市指定157件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。

(2) 取組状況

ア 自然環境

- (ア) 秋田市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区の指定、市民等との協働による自然環境保全市民活動計画の認定などの制度を設けているほか、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮の推進を行っています。
- (イ) 自然の有する多面的機能を適切に保全するため、森林において一定の間伐や除伐を実施したり、農業振興地域内の農用地面積を一定割合以上確保したりするため、生産基盤の整備等を実施しています。また、一定の間伐に対する補助を実施し、森林を適切に管理することで、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献しています。
- (ウ) 農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、地域資源の保全管理活動に対する支援を行っています。
- (エ) 海の有する多面的機能を保全するため、海水浴場や海域等で水質調査を行い、安全の確保に努めています。

イ 生物多様性

- (ア) 自然環境の経年変化等を把握するため、平成16年度に実施した旧秋田市域自然環境調査結果を基に、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査および補完調査を実施しています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設および民有地の緑化の推進を図るための施策展開や取組の基本的な方向性を示す「秋田市緑の基本計画」に基づき、都市緑化の推進を図っています。
- (イ) 「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」に基づき、「秋田市都市緑化の推進に関する条例」や「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、市、事業者および市民の共通の認識のもと、優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間を創り、育てていく取組を進めています。
- (ウ) 都市と農村の交流を促進したり、自然と人との交流を深めたりする事業を行うことで、自然に親しむ機会を設けています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため市民参加のもと文化財イラストマップを作成しています。

- (イ) 郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています。

(3) 今後の課題

ア 自然環境

- (ア) 自然の有する多面的機能を維持していくためには、森林、農地および河川において、適切な維持管理により環境への負荷の低減に努めながら、自然資源として適切な利用を図ることが必要です。
- (イ) 林業の経営状況が厳しい状況の中で、生産基盤の整備による作業効率化をしながら、除伐や間伐などの森林整備を行っていくとともに、市民等の森づくりへの参加や森林所有者との協働による森林の維持保全を図ることが必要です。

イ 自然とのふれあい

- (ア) 既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を行っていく必要があります。
- (イ) 住宅、事業所や公共施設などにおいて、緑のカーテンなどによる屋上、壁面や敷地内の緑化を促進していく必要があります。
- (ウ) 自然の大切さへの理解を深めるため、都市と農村の交流や、自然を背景とする歴史・文化に親しめるような、場・機会を充実させていくことが必要です。
- (エ) 農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と活用も必要です。

ウ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

エ 生物多様性

- (ア) 生物多様性の確保に重要な役割を果たしている自然環境の重要性に対する認識を深めるとともに、多様な野生生物の現況を把握しながら、生息・生育環境の保全を図っていくことが必要です。

5 協働による環境保全の取組

(1) 環境の現状

ア 市民、事業者および環境関連活動団体の環境意識

(ア) 市民、事業者および環境関連活動団体を対象として、平成27年度に実施した「秋田市環境に関する意識調査」の結果は、次に示すとおりです。

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>日常生活での取組状況 【市民】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「缶・ビン、新聞、雑誌などのリサイクル」、「ごみの分別収集への協力」、「詰め替え式のものの購入」などが7割を超えており、多くの市民がごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。 ● 「エネルギーの節約」も5割を超え、東日本大震災以降の節電や省エネルギーの取組が継続されています。 ● 「将来行いたい取組」は、「省エネルギー型の家電製品の購入」、「エコマーク商品の購入」、「近くへは自動車を使わない」、「不要品は譲り合う、バザーに出す」などです。環境配慮型のライフスタイルへの志向がうかがわれます。 |
| <p>事業活動での取組状況 【事業者】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 「ISO14001又はエコアクション21の認証取得」、「環境監査の実施」などの環境管理活動が行われています。 ● 「将来行いたい取組」は、「クリーンエネルギーの導入」、「アイドリングストップ、エコドライブの推奨」、「社内自動車の効率利用やエコカーへの転換」などです。 |
| <p>地域の環境保全活動への参加 【市民】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境保全活動（町内会の清掃など）に「参加したことがある」と回答した市民は約6割です。「今後参加したい」を含めると7割を超えます。 ● 環境省の「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成27年度調査）」の結果（地域の取組に参加している人34.4%）と比較すると、地域の環境保全に貢献しようとする市民の高い環境意識がうかがわれます。 |
| <p>環境教育・環境学習について 【市民】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境の保全と創造の推進に当たり、学校での環境教育の推進が重要な施策であると期待されています。 ● 市民の環境学習を推進するためには、環境保全や環境活動に取り組む団体の役割も重視されています。 |
| <p>行っている環境関連活動 【団体】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 回答のあった34団体が行っている環境活動は、「ごみ清掃に関する活動」が15団体と最も多く、「学校や住民向けの環境学習の推進に関する活動」（12団体）、「省エネルギーや資源の循環の推進に関する活動」（9団体）が続いています。 |

イ 秋田市の環境ワークショップ

本計画の策定にあたり、環境基本計画に、次世代を担う方々のアイデアや意向を反映させるため、「秋田市の環境ワークショップ」を開催しました。

市内の学生のみなさんとともに地域の環境問題や市の課題、目指すべき将来像等を話し合った結果、「環境をより良くするためのアクションモデル」が提案されました。

●秋田市の環境ワークショップ「秋田市の環境について考えよう！」 開催概要

| | |
|--------|---|
| 開催日・回数 | 第1回：平成28年10月12日(水) 第2回：平成28年10月19日(水) 第3回：平成28年10月26日(水) |
| 参加者 | 全6名 ノースアジア大学 2名（経済学部） 秋田大学 2名（国際資源学部） 秋田県立大学 2名 （生物資源科学部、生物資源科学研究科（大学院）） |
| プログラム | 第1回 秋田市の環境について、良いところ、改善するところを話し合おう 第2回 目指すべき環境の目標（理想像）を考えよう 第3回 環境をより良くするためのアクションをまとめよう |



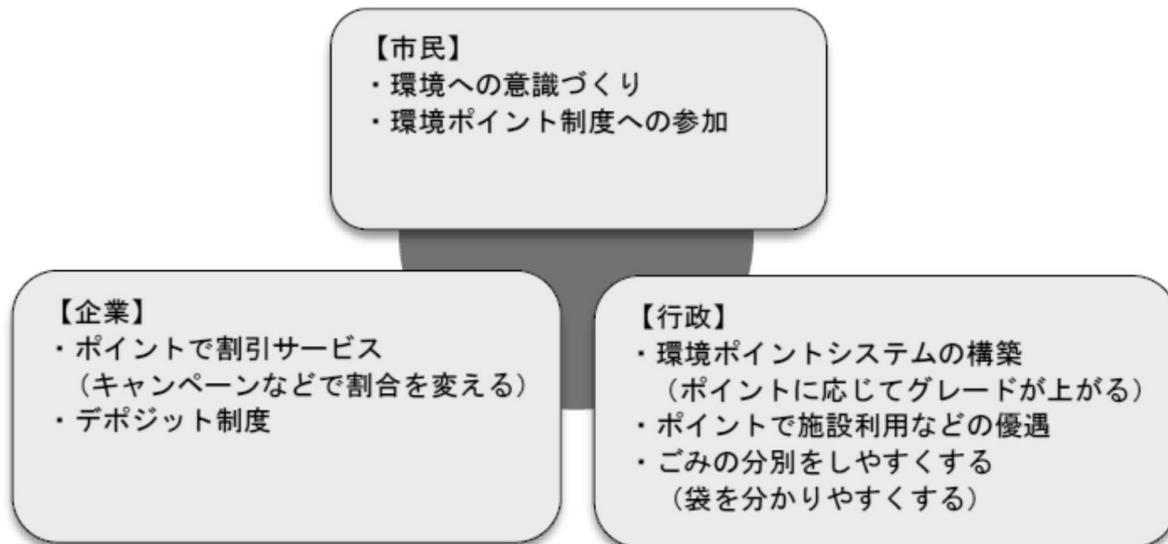
▲参加者同士で話し合いました

▼話し合った結果を発表し、みんなで成果を共有しました

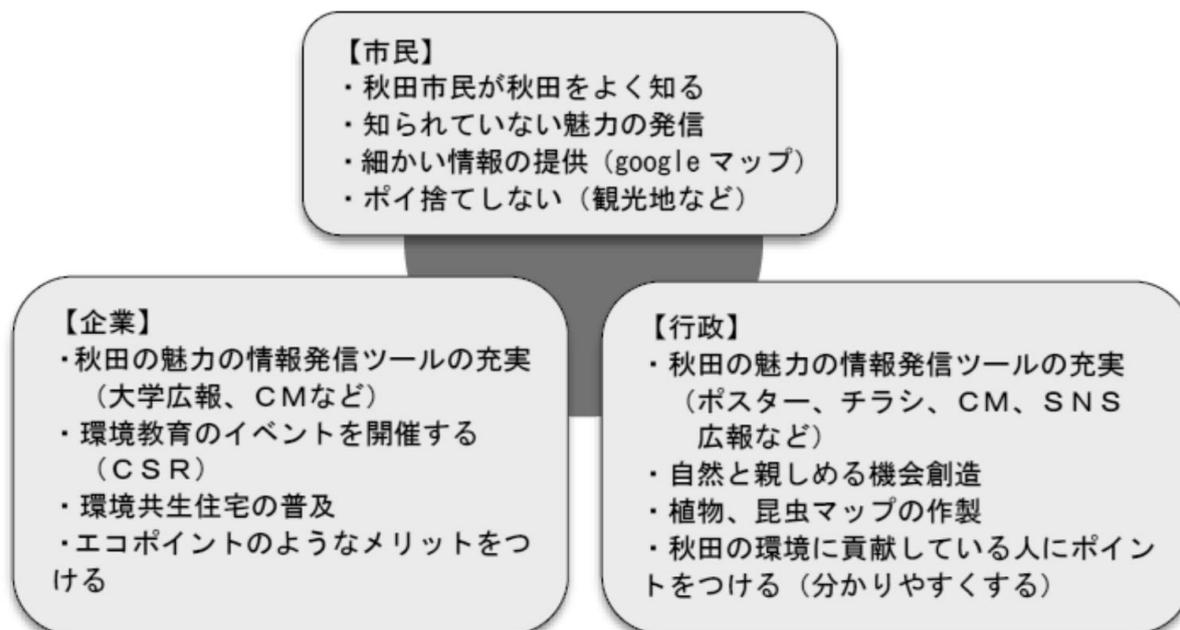


環境をより良くするためのアクション（モデル）

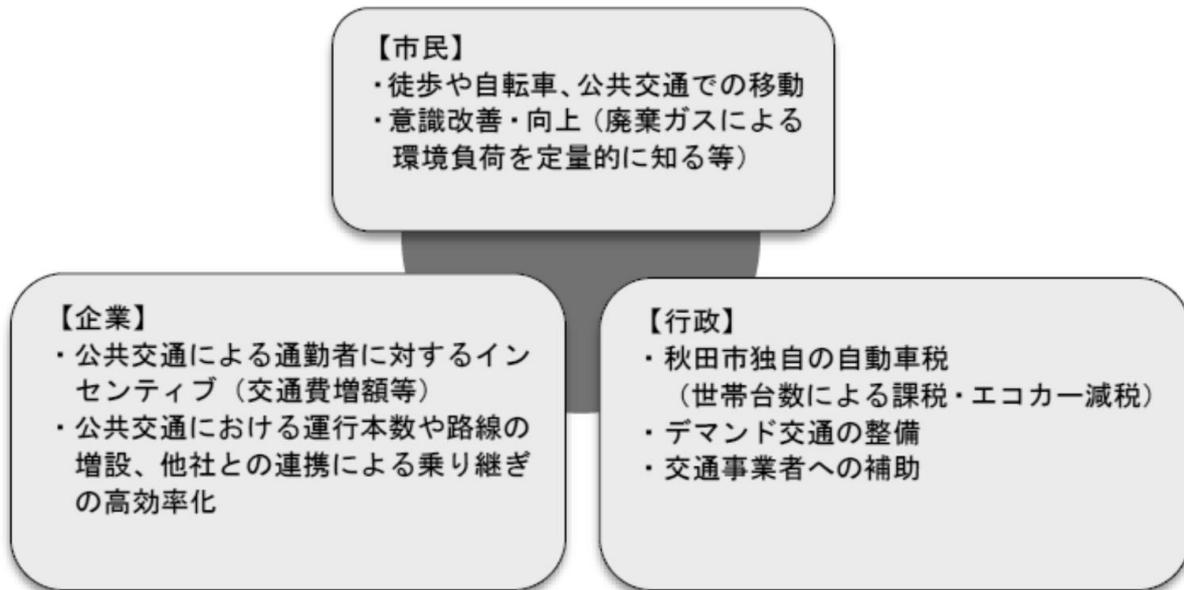
アクションモデル1：市民参加型制度の構築



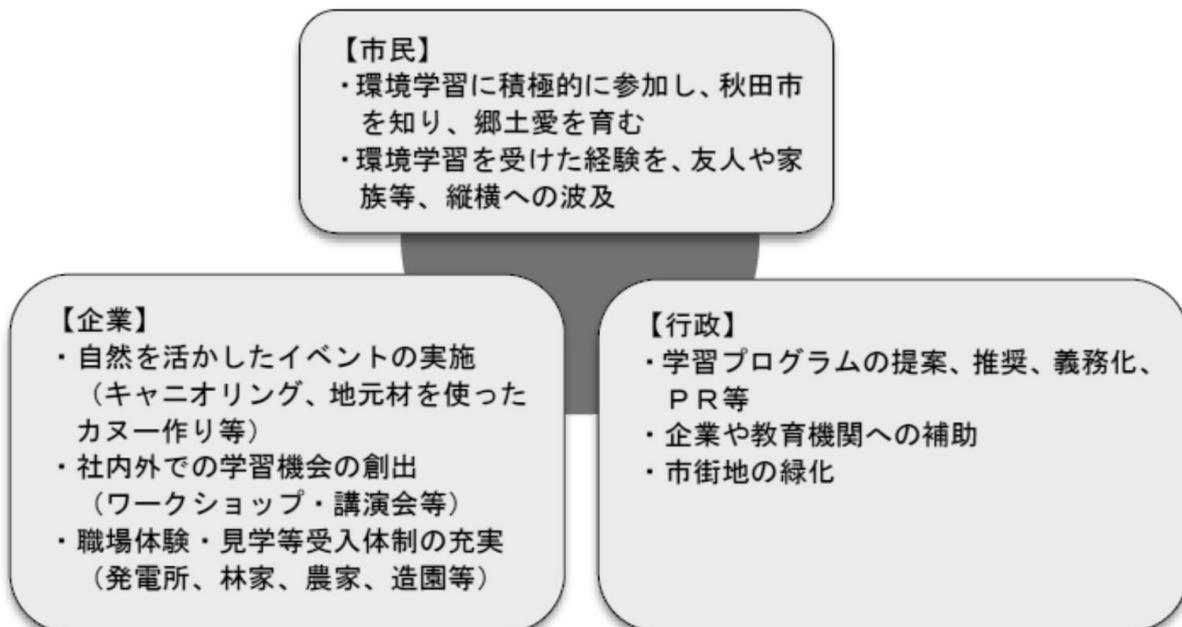
アクションモデル2：人と自然との共生



アクションモデル3：マイカー抑制



アクションモデル4：自分の子供にも受けてほしいと思える環境学習



提案されたアクションモデルは、本計画の分野横断的取組におけるプロジェクトに反映されています。本計画の推進段階においては、プロジェクトの実施にあたり、アクションモデルの具体化に努めます。

ウ 協働取組

- (ア) 秋田市環境活動推進協議会は、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的とする団体です。市、事業者および市民のパートナーシップのもと、環境美化やリサイクル推進、地球温暖化対策などの活動を、協働して取り組んでいます。
- (イ) 地球温暖化対策活動の拠点として指定した「秋田市地球温暖化防止活動推進センター」では、本市と連携して普及啓発を取り組むとともに、市民、事業者および各種団体などの温暖化防止対策の活動を推進しています。
- (ウ) 地域における地球温暖化対策に関する知識の普及を推進するため、本市が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」が活動しています（平成28年4月現在25名）。

(2) 取組状況

- ア 本市では、市民等の環境学習を支援するため、小学生環境学習副読本を作成し、小学校4年生の児童全員に配布しています。
- イ 市内の小中学校又は市民で構成される各種団体を対象に、自発的な環境学習を支援するため、職員を講師として派遣しています。
- ウ 家庭で省エネ・ごみ減量などを楽しみながら実践できる機会を提供するため、活動状況を市に報告してもらう「e-市民認定システム」を実施しています。
- エ 自転車通勤応援イベント「Bike to Work」の実施、「エコ通勤ウィーク」の設定、市職員へのエコ通勤の呼びかけなどを実施するなど、低炭素型のライフスタイルへの転換について啓発や情報提供などを行ってきました。
- オ 広報あきたや市政番組等による周知、フェイスブックやツイッターなどのSNSを通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。
- カ 環境配慮指針により、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、分かりやすい指針を示すことで環境配慮への取組を促進しています。

(3) 今後の課題

- ア 環境保全の活動は、子どもから大人までのあらゆる世代の市民が参加して行われることが重要です。また、個人、家庭や学校での活動だけではな

く、地域全体での活動へ拡大するなど、市民団体やNPO、企業等の参加と協力も不可欠です。

イ 環境保全と地域経済の活性化が調和する形で、本市のまちづくりを進めていく必要があります、環境情報を共有する仕組み等の整備を推進します。

ウ 環境教育・環境学習は、子どもから大人までのあらゆる世代の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場・機会を通じて、総合的に推進されることが重要です。そのためには、市民や事業者などの各主体が連携・協力して環境教育・環境学習を推進することや、協働による取組を実践していくことが期待されます。

第3章 環境の現状と課題

第4章

秋田市がめざす望ましい環境像

1 望ましい環境像

本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化を図る計画です。

本計画で掲げる望ましい環境像は、環境基本条例を踏まえ、“人にも地球にもやさしいあきた”とします。

望ましい環境像

人にも地球にもやさしいあきた

2 基本目標

望ましい環境像を具体化していくため、5つの基本目標を設定します。

基本目標 1

低炭素社会の構築

**恵まれた地域の資源・エネルギーを
いかして便利で活力ある暮らしの実
現**

基本目標 2

循環型社会の構築

**ごみの発生抑制と資源の好循環に基
づく持続可能な地域社会の構築によ
る快適な暮らしの実現**

基本目標 3

安全な生活環境の確保

**穏やかで心地よい環境によって支え
られる安全な暮らしの実現**

基本目標 4

自然共生社会の構築

**緑や生きものに囲まれ、自然と共に
生活することで豊かな心を育み、人
と自然が調和する暮らしの実現**

基本目標 5

協働による環境保全の取組

**協働で環境保全活動を行うことで、
地域環境が整備された環境に配慮す
る暮らしの実現**

基本目標 1 低炭素社会の構築

| |
|---|
| 恵まれた地域の資源・エネルギーをいかして便利で活力ある暮らしの実現 |
| 日常生活や事業活動に伴う環境への負荷を少なくし、地域資源やエネルギーの循環的・効率的な利活用が図られる低炭素に配慮した社会の実現を目指します。 |

基本目標 2 循環型社会の構築

| |
|--|
| ごみの発生抑制と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現 |
| 市、事業者および市民が適切な役割分担のもと環境への負荷を少なくすることに協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来ともに快適に生活できる社会の実現を目指します。 |

基本目標 3 安全な生活環境の確保

| |
|--|
| 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現 |
| 日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を少なくし、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。 |

基本目標 4 自然共生社会の構築

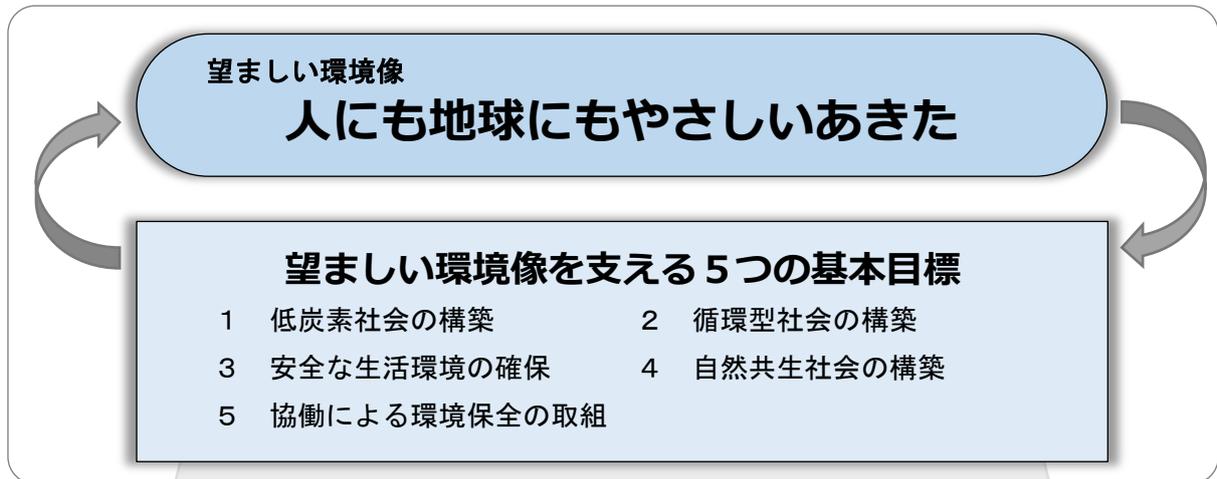
| |
|---|
| 緑や生きものに囲まれ、自然と共に生活することで豊かな心を育み、 人と自然が調和する暮らしの実現 |
| 美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に引き継ぐべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。 |

基本目標 5 協働による環境保全の取組

| |
|---|
| 協働で環境保全活動を行うことで、地域環境が整備された 環境に配慮する暮らしの実現 |
| 市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全と創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイルや行動様式を変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。 |

3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）

望ましい環境像の実現に向けて、各分野にわたり取り組んでいく「環境の保全および創造に向けた施策」を設定します（第5章）。また、施策の横断的一体的な推進を図る「分野横断的取組」を設定します。



環境の保全および創造に向けた施策

| | |
|-----------------------|--|
| 基本目標1 低炭素社会の構築 | 地球温暖化対策の推進 持続可能なエネルギー利用への転換 |
| 基本目標2 循環型社会の構築 | 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環 廃棄物の適正処理の確保 |
| 基本目標3 安全な生活環境の確保 | 大気環境の保全 水環境の保全 その他の生活環境の保全 |
| 基本目標4 自然共生社会の構築 | 自然環境の保全と活用 自然とのふれあいの確保 生物多様性保全対策の推進 |
| 基本目標5 協働による環境保全の取組 | 環境教育・環境学習の推進 自主的な環境保全行動の推進と協働による取組の推進 地域に根ざした環境共生スタイルの推進 |

環境分野にわたる施策の横断的一体的な推進

分野横断的取組

- I 家族と地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化
- II 環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興
- III 美しく多様性に富んだ自然を活かした魅力創出
- IV 低炭素型のコンパクトなまちづくり

第5章

環境の保全と創造に向けた施策の展開

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

本章では、5つの基本目標において取り組んでいく施策の方向を示します。

望ましい環境像の実現に向けて、各施策は、基本目標を尊重して取り組むこととします。

また、市、事業者および市民の各主体が自主的かつ積極的に取り組むとともに、協働による取組を推進していくことが重要であることから、市民および事業者による取組についても、例示します。

●本章での記載事項

■めざす姿

基本目標に沿って市、事業者および市民が一体となって取り組んでいくために、共有すべきめざす姿を示します。



■環境目標・指標

めざす姿を見据えて、環境項目ごとに達成すべき目標を示すとともに、取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値を定めます。



■施策の方向

環境目標・指標の達成に向けて、具体的取組を進めていくための方針を定めます。

なお、【分野横断●】は、72ページから75ページに示す、分野横断プロジェクトへの掲載について表示しています。



■市民、事業者等の環境配慮指針

環境目標・指標の達成に向けて、市民・事業者等に望まれる取組を示します。

さらに本章では、施策の横断的・一体的な推進を図る「分野横断的取組」を示します。

●施策の体系

| | 環境項目 | 施策の方向 |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 基本目標1 低炭素社会の構築 | 地球温暖化対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・低炭素型都市の実現 |
| | 持続可能なエネルギー利用への転換 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの創出（創エネ） ・省エネルギーの推進（省エネ） ・環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革） |
| 基本目標2 循環型社会の構築 | 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再使用 ・資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築 |
| | 廃棄物の適正処理の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理の推進 ・不適正処理の未然防止 |
| 基本目標3 安全な生活環境の確保 | 大気環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源対策の推進 ・移動発生源対策の推進 |
| | 水環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止対策の推進 ・生活排水対策の推進 ・水資源の保全と有効活用 |
| | その他の生活環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動や悪臭等の対策の推進 |
| 基本目標4 自然共生社会の構築 | 自然環境の保全と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな緑の確保 ・自然が有する多面的機能の有効活用 ・自然観光資源の保全と活用 |
| | 自然とのふれあいの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう場・機会づくりの推進 ・都市景観の形成・保全 ・自然と歴史的・文化的環境との調和 |
| | 生物多様性保全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・希少種等の保全や外来生物等への対策 |
| 基本目標5 協働による環境保全の取組 | 環境教育・環境学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習プログラムの整備と機会の充実 ・情報の収集と提供 |
| | 自主的な環境保全行動の推進と協働による取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した自主的行動の推進 ・連携した各主体の協働による環境保全行動の推進 |
| | 地域に根ざした環境共生スタイルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然環境と共生する地域づくり ・環境共生スタイルの発信 |

1 低炭素社会の構築

恵まれた地域の資源・エネルギーをいかして 便利で活力ある暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴う環境への負荷を少なくし、地域資源やエネルギーの循環的・効率的な利活用が図られる低炭素に配慮した社会の実現を目指します。

めざす姿

- 家庭や事業所、市内の様々な施設でLED照明等が使われるなど、省エネルギー化がさらに進んでおり、都市部で排出される二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、太陽光発電システムや風力発電システム、木質バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーを活用し、地域で創り、地域で使うエネルギー利用の仕組みを構築することによって、化石燃料の消費が抑制されるなど、まち全体のエネルギー利用の最適化が図られています。
- 交通渋滞の緩和や地域交通における環境への負荷の低減が進み、環境に配慮した交通ネットワークが構築されるとともに、地域の自然的・社会的な環境特性に配慮した、持続可能な都市構造が構築されています。
- 一人ひとりが地球環境との関わりを理解しながら環境への負荷の少ないライフスタイルへ転換するなど、市全体で地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 市内の環境関連部門への新たな企業進出を促し、環境関連産業の振興が図られることで、新たな雇用が次々と生まれ、地域経済が活性化されることで、環境と経済の好循環が確立されています。

「低炭素社会」について

「低炭素」とは、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出が低く抑えられた状態を意味します。この「低炭素」を実現する取組が生活や産業、行政の様々な場面で実行され、二酸化炭素の排出を少なくした社会や経済を「低炭素社会」といいます。

低炭素社会の実現のためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用、緑の創出や保安全管理などの取組を総合的に行う必要があります。

また、都市の低炭素化のためには、マイカー利用を抑制し、公共交通や自転車、徒歩による移動を促進していくことが重要です。公共交通や自転車利用環境の整備を進めるとともに、日常生活に必要な商業施設や公共公益施設、バス停などの交通施設といった都市機能を集約し、地域の生活圏をコンパクトに配置することで、マイカーに頼らずに生活できるまちづくりを進める必要があります。このようなコンパクトなまちづくりを進めることは、地域で支え合うコミュニティ活動の活性化にも寄与し、環境共生都市の実現に多方面から関わっていきます。

また、現在進みつつある地球温暖化をできる限り緩和（地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止すること。）するとともに、気候変動への適応（地球温暖化による気候変動によって引き起こされる影響を抑制すること）を図ることが求められています。



出典：「平成28年度版わたしたちのくらしとかんきょう」

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 環境目標・指標

温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを進めます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|-------------------------|--------------------|-------|
| 秋田市地球温暖化対策実行計画の短期目標の達成 | | |
| 温室効果ガス純排出量の削減率（平成17年度比） | －10%削減 （平成32年度） | — |

※ 直近の24年度は基準年度の2年度と比較して28.2%増

※ 参考：中期目標は温室効果ガス純排出量を平成17年度比－25%削減（平成42年度）

イ 施策の方向

パリ協定に基づく世界共通の目標や国の地球温暖化対策計画が掲げられている温室効果ガス削減目標を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組んでいきます。

そのために、引き続き節電・省エネルギー対策の計画的な推進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制する住みよいまちづくりを進めていきます。

施策1 温室効果ガスの排出抑制

- ① 市域からの温室効果ガスの排出削減目標に向けて、家庭・事業所等における地球温暖化防止についての啓発や情報提供を行います。【分野横断Ⅳ】
- ② 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の目標を立て、継続的に実行していきます。
- ③ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに緑化を推進します。
- ④ 二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、フロン類、三フッ化窒素）の排出抑制に向けた対応を行います。
- ⑤ 環境マネジメントシステムの啓発や事業者による取得支援を行います。
- ⑥ 公用車について、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出がより少ない次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など）への代替を推進します。環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及啓発に努めます。

- ⑦ 自転車の利用や、自動自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換など、移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制についての啓発を行います。【分野横断Ⅳ】
- ⑧ 環境にやさしい通勤手段への転換を図るため、啓発キャンペーンを実施します。
- ⑨ 輸送に伴う二酸化炭素排出抑制の観点（フードマイレージの低減）から、地場産農産物・地域特産品の市内流通を促進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】

施策2 低炭素型都市の実現

- ① 集約型都市構造の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導を図ります。【分野横断Ⅳ】
- ② 建築物の環境性能向上を図るため、省エネルギー化や高断熱化についての啓発や情報提供、取組支援を行います。【分野横断Ⅳ】
- ③ 円滑な道路交通を実現するため、都市拠点間をつなぐ交通網の形成を図ります。【分野横断Ⅳ】

(2) 持続可能なエネルギー利用への転換

ア 環境目標・指標

環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、環境と経済が一体となって向上するまちづくりを進めます

| 指 標 | 目標値 | 現状値 |
|--------------------|--------------------|---------------------|
| 住宅用太陽光発電システム設置延べ件数 | 2,414件 (平成32年度) | 1,409件 (平成27年度末) |

イ 施策の方向

持続可能なエネルギー利用への転換に向けて、より二酸化炭素の排出が少なく生活の利便性・快適性を高めるエネルギーの利用や、再生可能エネルギーの導入を支援・促進します。また、あきた次世代エネルギーパークを拠点とし、市民等との協働のもとでライフスタイル、ワークスタイルの変革に向けた啓発活動を展開していきます。

施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

- ① 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解を増進するため、あきた次世代エネルギーパークを活用し、啓発や情報提供を行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 住宅や事業所での太陽光発電設備や小型風力発電設備、バイオマスエネルギーなどの活用について取組支援を行います。【分野横断Ⅱ】
- ③ 太陽熱や地中熱、小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行います。
- ④ ごみ処理施設において廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。
- ⑤ 公共施設における太陽光発電や風力発電の導入などを推進します。
- ⑥ 再生可能エネルギーに係る研究開発・製品開発支援として、本市が潜在的に有する再生可能エネルギーの利用可能性および事業化の検討を行います。【分野横断Ⅱ】
- ⑦ バイオマスなどの環境関連技術の開発や、環境関連産業の振興に努めます。【分野横断Ⅱ】

施策2 省エネルギーの推進（省エネ）

- ① 事業所等での省エネルギー診断や、事業所や店舗等の照明設備や空調設備などの高効率化に対する情報提供などを行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。
- ③ グリーン購入の推進を図ります。

施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）

- ① 将来の環境制約を踏まえ、秋田らしい心豊かな暮らし方を創造するための政策・事業立案できる人材の育成に努めます。
- ② 新たなライフスタイルを実践するモデル地域を設定し、地域おこし協力員や地元住民、事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等を通じて、眠っている地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外にPRします。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】

2 循環型社会の構築

ごみの発生抑制と資源の好循環に基づく 持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担のもと環境への負荷を少なくすることに協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、快適に生活できる社会の実現を目指します。

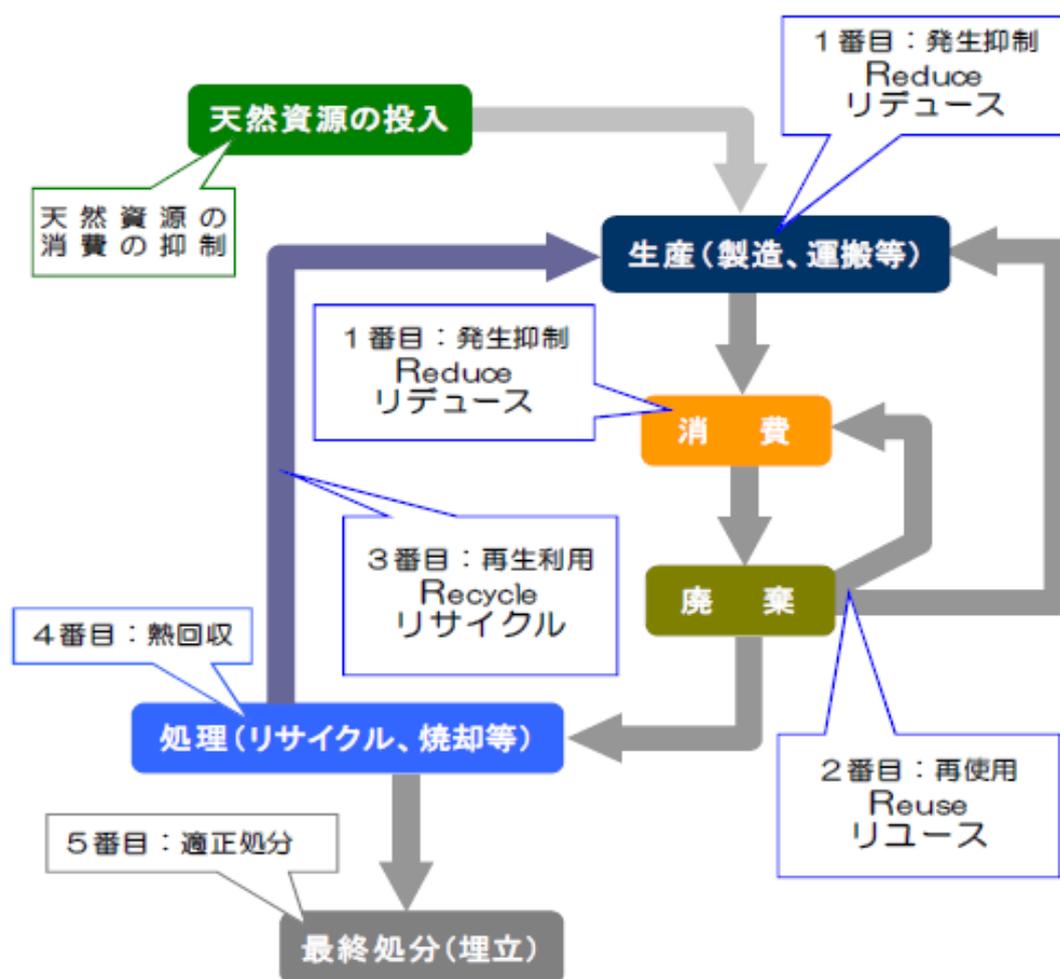
めざす姿

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の考え方を見直し、すぐにごみになるものを買わない、作らないというライフスタイルへの転換や事業活動の取組が浸透し、特に優先度の高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2R運動の実施により、循環型社会の仕組みが構築されています。
- 市、事業者および市民などの適正な役割分担のもとで、各々の意識向上が図られ、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が進んでいます。
- ごみ収集・運搬および処分における環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、安全で効率的な処理施設の構築と運用が図られています。

「循環型社会」について

「循環型社会」とは、まず、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」です。

本市では、持続可能な循環型社会を構築しようとする今後の取組の総称を、「スマートあきたプラン～一人ひとりが取り組んでいくために～」と提唱し、市、事業者および市民が適切な役割分担のもと環境への負荷を少なくすることに努めるとともに、循環型社会を構築するため協働で取り組んでいます。



出典：「平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

(1) 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環

ア 環境目標・指標

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制・再使用と効率よい資源循環を進め、協働で取り組みます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成 | | |
| 市民一人1日当たりの家庭系ごみ（資源化物を除く）排出量 | 約480 g (平成37年度) | 517 g (平成27年度末) |
| 事業系ごみ排出量 | 約41,000 t (平成37年度) | 45,343 t (平成27年度末) |
| リサイクル率 | 約38% (平成37年度末) | 30.8% (平成27年度末) |

イ 施策の方向

持続可能な消費を通じて循環型社会の構築を目指すため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のなかでも、ごみを出さないライフスタイルやごみ減量のための事業活動を推進するといった2R（リデュース、リユース）に力を入れます。

そのために、家庭ごみについては、ごみ減量に関する周知・啓発の充実を図ります。事業系ごみについては、事業者による原材料の選択や製造・販売工程の工夫を支援・促進します。

さらに、フリーマーケットの取組や使用可能な容器の利用促進、食品ロスへの対応など使い捨て型ライフスタイルからの転換について、市民等との協働のもと啓発活動を展開していきます。

施策1 廃棄物の発生抑制・再使用

- ① 一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化に向けた取組を計画的に推進します。
- ② 廃棄物の減量に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進します。このうち、2R（リデュース、リユース）について優先的に取り組みます。
- ③ 市民や事業者に対し、2R（リデュース、リユース）に関する意識の啓発に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ④ ごみの分別、出し方についての周知や徹底に努めます。

施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

- ① 一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物再生利用に向けた取組を計画的に推進します。
- ② リサイクルプラザや溶融施設などで資源化物の適正処理を図ります。
- ③ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系ごみの分別や再資源化を促進します。【分野横断Ⅰ】
- ④ 事業系ごみの再資源化の取組を促進します。
- ⑤ 事業者および市民に対し、グリーン購入の拡大を啓発します。
- ⑥ 廃棄物を処理するに当たっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。
- ⑦ 使用済小型電子機器等を分別回収し、機器等に含まれるレアメタルをはじめとした有用金属の再資源化を図ります。

(2) 廃棄物の適正処分の確保

ア 環境目標・指標

廃棄物の適正な排出、収集・運搬や処分を進めます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|------------------------------|--------------------|----------------------|
| 秋田市一般廃棄物処理基本計画の取組指標 | | |
| 最終処分場への埋立量（平成25年度（3,375 t）比） | －10%削減 （平成37年度） | 3,728 t （平成27年度末） |

イ 施策の方向

廃棄物の適正処理を推進することにより、生活環境の保全に努めます。

施策1 廃棄物等の適正処理の推進

- ① 一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理を推進します。
- ② ごみの効率的な収集、運搬体制の整備を推進します。
- ③ 本市の廃棄物処理施設や最終処分場など施設整備を計画的に推進します。
- ④ し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。
- ⑤ 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を推進します。

施策2 不適正処理の未然防止

- ① 廃棄物処理施設や処理業者、排出事業者に対する監視や指導に努めます。
- ② 不法投棄および野外焼却の未然防止に努めます。

3 安全な生活環境の確保

穏やかで心地よい環境によって支えられる 安全な暮らしを実現するまち

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を少なくし、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

めざす姿

- 自動車や工場・事業場から排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいさが保たれています。
- 生活排水や工場・事業場から排水される汚染物質が少なくなり、昔のように様々な生きものが集まる水環境が身近にあります。
- 河川や海などの水質や地下水が改善され、水の自浄作用や健全な水循環が維持・回復しています。
- 森林や農地などの水源涵養機能の保全や節水、雨水等の利用により水資源が有効に活用されています。
- 騒音や振動、悪臭などによる影響が小さくなり、穏やかでやすらぎのある生活環境が確保されています。
- 市民一人ひとりが、化学物質による環境リスクを正しく知り、みんなで情報を共有し、環境汚染のない安全に暮らせる環境が築かれています。

「安全な生活環境」について

人の健康や生活を守るための前提として、大気環境および水環境に加えて、騒音や悪臭、化学物質等に関わる生活環境を確保していくことが不可欠です。

大気環境はおおむね良好な状態を保っていますが、いわゆる光化学スモッグの原因となり、人の健康や農作物など植物への影響を及ぼします。このため、良好な大気環境を健全な状態で維持し、さわやかな生活環境を確保していくことが必要です。

水は、大気中や地表、地下、海を地球規模で循環し、人間を含めた全ての生命を支えています。河川や海には、汚れをきれいにする自浄作用があります。しかし、その能力を超えると水が汚れ、人の健康や生活環境、産業、生態系にも悪い影響を及ぼします。このため、健全な水循環を確保し、きれいで豊かな状態で将来の世代に引き継いでいくことが必要です。



出典：「平成28年度版わたしたちのくらしとかんきょう」

(1) 大気環境の保全

ア 環境目標・指標

澄みわたった空、さわやかな大気環境を保全します

| 指 標 | 目標値 | 現状値 |
|---|------|-----|
| 大気汚染に係る環境基準 (二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント) | 達成 | — |
| 微小粒子状物質に係る環境基準 (1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値の年間98%値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) | 維持達成 | — |
| 有害大気汚染物質に係る環境基準 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) | 維持達成 | — |
| 大気中のダイオキシン類に係る環境基準の維持達成(年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下) | 維持達成 | — |

イ 施策の方向

大気環境の現状把握に努め、汚染物質の固定発生源である工場・事業場対策の充実や移動発生源である自動車排出ガス対策の充実を図ります。

施策1 固定発生源対策の推進

- ① 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 大気汚染につながる焼却炉や発電設備などの自主的な管理の徹底を促進します。
- ③ 常時監視システムにより市内の大気環境を把握するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。
- ④ 大規模な工場に対して、常時監視システムによる監視体制を整備します。
- ⑤ 大気中のダイオキシン類やアスベストなどの有害大気汚染物質のモニタリングを行います。
- ⑥ 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底させます。

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

- ⑦ 必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、環境への負荷の低減を促進します。

施策2 移動発生源対策の推進

- ① 環境に配慮した運転（エコドライブ）や環境に優しい通勤への転換など、交通・移動の分野における大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 環境への負荷の少ない次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車など）の普及を促進します。【分野横断Ⅳ】
- ③ 大気汚染物質の排出を抑制するため、自転車の利用や、自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換を促進します。【分野横断Ⅳ】
- ④ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。
- ⑤ 交通量の偏りを是正し交通の円滑化を図るため、時差出勤等の導入を検討します。
- ⑥ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。【分野横断Ⅳ】
- ⑦ 街路樹等による沿道の緑化を推進します。

(2) 水環境の保全

ア 環境目標・指標

清らかで豊かな水環境を保全します

| 指標 | 目標値 | 現状値 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|
| 環境基準健康項目に係る環境基準（カドミウム等27項目） | 達成 | — |
| 環境基準生活環境項目に係る環境基準（pH等6項目、河川のBODを除く） | 達成 | — |
| 河川のBODに係る環境基準 | 達成 | — |
| 地下水に係る環境基準 | 達成 | — |
| 水質中のダイオキシン類に係る環境基準の維持達成（1pg-TEQ/L以下） | 維持達成 | — |
| 水質汚濁防止事故（平成27年度比） | —50% （平成38年度） | 30件 （平成27年度末） |

イ 施策の方向

水環境については、環境基準を達成していない河川や湖沼、海域があることから、継続的な現状把握に努め、汚染物質の発生源となる工場・事業場対策の充実や生活排水対策の充実を図ります。また、水資源については、今後減少が見込まれるため、流域自治体や関係機関との連携を深め、健全な水循環の維持、回復に向けた取組を進めます。

施策1 水質汚濁防止対策の推進

- ① 水環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 河川、海域（海水浴場を含む）、湖沼、地下水の調査を定期的を実施し、水質の把握に努めます。
- ③ 大規模な工場に対しては、常時監視システムによる監視体制を整備します。
- ④ ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。
- ⑤ 排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑥ 必要に応じて公害防止協定を締結し、または見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- ⑦ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

- ⑧ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促進します。
- ⑨ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促進します。
- ⑩ 油流出事故などに対し、すばやく対応できる体制を整備します。

施策2 生活排水対策の推進

- ① 地域の特性に応じた、総合的な生活排水処理施設の整備計画を作成し、効率的な施設の整備を推進します。
- ② 公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全やより快適な生活環境の確保を図ります。
- ③ 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。
- ④ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。

施策3 水資源の保全と有効活用

- ① 市民や事業者に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。
- ② 有害物質の地下浸透規制等により地下水の水質の保全を図るとともに、透水性舗装の採用など雨水の地下浸透の促進を図り地下水の涵養に努めます。
- ③ 融雪に利用した地下水を再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。国や秋田県などの関係機関や雄物川流域の自治体等と協力し、良好な水資源の確保を図ります。

(3) その他の生活環境の保全

ア 環境目標・指標

健やかでやすらぎのある生活環境を保全し、安全に暮らせる環境づくりを進めます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|--|------------------|------------------|
| 一般環境騒音に係る環境基準 | 維持達成 | — |
| 道路交通振動に係る要請限度 | 維持達成 | — |
| 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の維持達成 (1,000pg-TEQ/g 以下) | 維持達成 | — |
| 悪臭に係る苦情件数 (平成27年度比) | -50% (平成38年度) | 14件 (平成27年度末) |

イ 施策の方向

騒音や振動、悪臭およびダイオキシン類等の有害科学物質等について、現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策の充実や生活環境の保全対策の充実を図ります。

施策1 騒音、振動や悪臭等の対策の推進

- ① 家庭生活にとまなう騒音や悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促進します。
- ② 騒音、振動や悪臭の調査を定期的実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ③ 騒音等の監視設備・機器の充実や、調査データの解析の迅速化に努めます。
- ④ 騒音、振動、悪臭や土壌汚染防止等の規制基準の遵守を徹底させ、また、これらの更なる低減に努めるよう啓発を行います。
- ⑤ 公害防止協定を必要に応じて締結し、または見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- ⑥ 騒音、振動、悪臭や土壌汚染等の防止に関する啓発を行います。
- ⑦ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促進します。
- ⑧ 深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺の生活環境へ配慮するよう促進します。

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

- ⑨ 農地や公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等に対する農薬の使用を抑制するとともに、使用に当たっては毒性の低いものを優先するよう促進します。
- ⑩ 日照障害、電波障害、光害などを防止するための自主的な対策や配慮を促進します。
- ⑪ P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）の周知を図るとともに、使用している化学物質の適正な取り扱いや自主的な管理を促進します。
- ⑫ ダイオキシン類や有害化学物質による汚染状況などについて調査を行います。

4 自然共生社会の構築

緑や生きものに囲まれ、 自然と共に生活することで豊かな心を育み、 人と自然が調和した暮らしを実現するまち

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に引き継ぐべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。

めざす姿

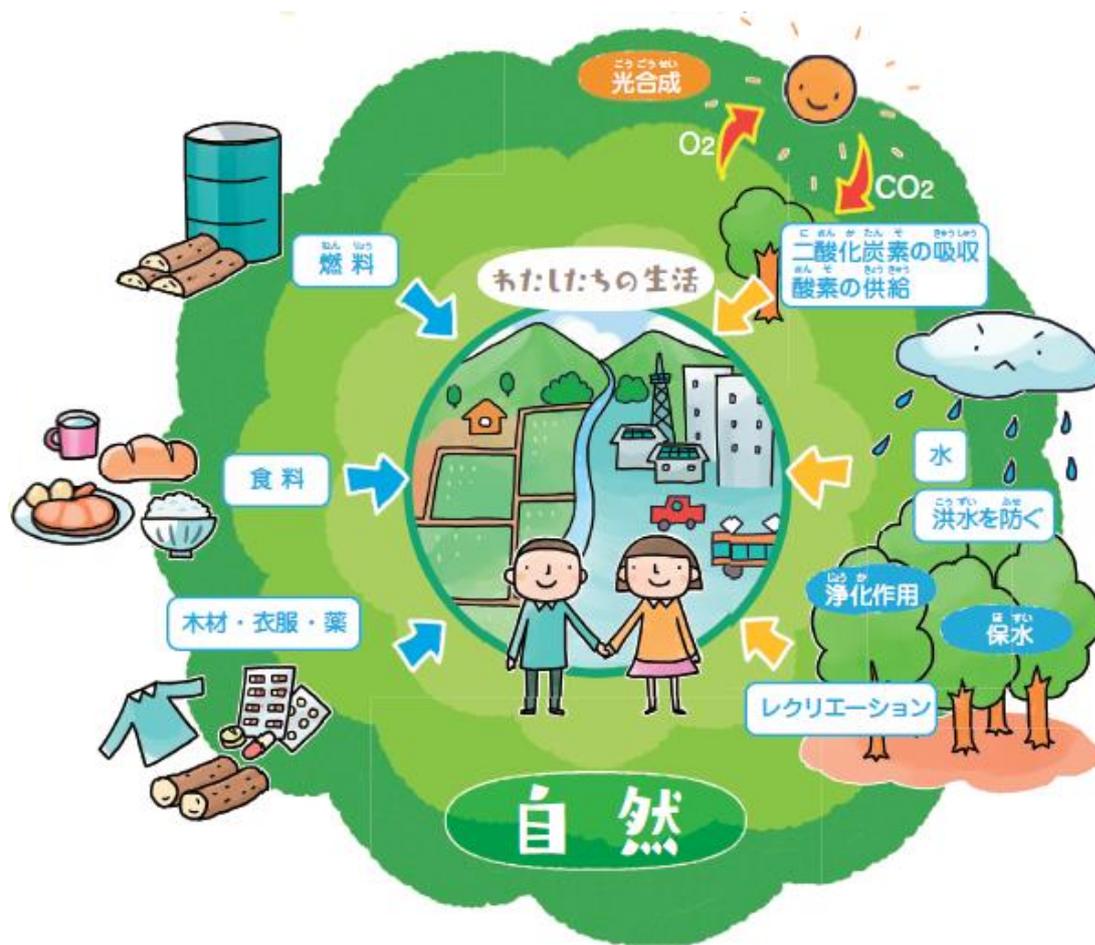
- 桜舞う千秋公園をはじめとして、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川など、四季折々の美しい自然が継承されています。
- きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みによって、市民の暮らしや生活が支えられています。
- 自然とのふれあいを通じて、自然環境を保全することの大切さを学び、美しい風景、歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます。
- 生物の生息・生育空間が保全され、自然の生態系が維持・回復しています。

「自然共生社会」について

地球上には3,000万種類もの生きものがいると言われています。人間も含めた、たくさんの種類の生きもの全てが複雑に関わりあって存在していることを「生物多様性」といいます。

私たちの暮らし・生活は、生物多様性の中で成り立っています。森は二酸化炭素を吸収し、酸素を作ります。自然は災害から人間を守ってくれています。また、食べ物やエネルギー、様々な製品の原料など、生活に欠かすことのできないもの全てが、生物多様性がもたらす自然の恵みです。

「自然共生社会」は、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会です。



出典：「こども環境白書2016」

(1) 自然環境の保全と活用

ア 環境目標・指標

多様な自然環境を保全し、適切な利活用を進めます

| 指 標 | 目標値 | 現状値 |
|---|-------|-----|
| ホテルの生息環境保全活動を行う水路のうち水生生物による水質判定Ⅱ（ややきれいな水） | 5箇所以上 | — |

イ 施策の方向

自然が有する多面的機能を維持していくために、森林や農地、河川において、適切な維持管理を促進し、環境への負荷の低減を図ります。また、環境への負荷を抑制しながら、自然資源の持続的な利活用を図っていくための観光や資源利用を促進します。

施策1 豊かな緑の確保

- ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働のもと、都市緑化の推進と緑化意識の向上に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ② 「秋田市緑の基本計画」に基づいて、都市公園の整備に努めます。
- ③ 市民のニーズなどをふまえながら既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ⑤ 地域の特性を考慮した道路緑化に努めます。
- ⑥ 学校などにおける公共施設の緑化を推進します。
- ⑦ 緑地協定などにより工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ⑧ 社寺林は古くから里地・里山・鎮守の森などとして地域住民に親しまれていることから、地域住民や土地所有者との連携により維持管理に努め、良好な樹林地として保全を図ります。
- ⑨ 歴史ある樹木、貴重な樹木を保存樹に指定し、その保全に努めます。

施策2 自然が有する多面的機能の有効活用

- ① 森林の適正な管理と活用に努め、水源涵養機能や防災など市民の生活環境を守る公益的機能の維持を図ります。
- ② 保安林など水源の涵養源となる森林の保全に努めます。
- ③ 森林資源としての松林等を保全し、飛砂や風害等から市民生活を守るため、森林害虫等の防除に努めます。
- ④ 森林のもつ健康増進効果や、生きがいつくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。

【分野横断Ⅲ】

- ⑤ 農薬の散布等による河川への影響が小さくないことから、環境に配慮した農業の推奨を図ります。
- ⑥ 直売活動を推進し、市民へ地場産農産物の供給を図るほか、小中学校の学校給食へ、地場産農産物の供給を行います。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】
- ⑦ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。
- ⑧ 河川の改修に当たっては、治水機能の向上に努めるとともに、多自然型工法等の導入を図り、水辺の生きものが生息可能な河川環境を保全し、創出します。

施策3 自然観光資源の保全と活用

- ① 自然環境資源の活用として、体験学習や自然観察会の実施など自然に親しむ機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 市内の自然環境等を対象に、観光の一貫として楽しみながら体験を通じた環境教育・環境学習にもつなげていく、エコツーリズムに係る活動を促進します。【分野横断Ⅲ】
- ③ 生態系の保全に十分に配慮しながら自然の活用のを設け、野山の自然と市民とのふれあいを深めます。

(2) 自然とのふれあいの確保

ア 環境目標・指標

先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|--------------------------|-------|-------|
| 市が助成する自然環境体験活動の参加者数 (年間) | 90 人 | — |

イ 施策の方向

自然環境を背景とした歴史や文化財、街並み等にも着目し、自然とのふれあいの場・機会を提供します。

施策1 自然とふれあう場・機会づくりの推進

- ① 体験学習や自然観察会の実施など自然に親しむ機会の充実を図ります。
【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 農業体験学習の実施などを検討し、市民と土とのふれあいの機会を創出します。【分野横断Ⅲ】
- ③ ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生する上でのマナーの徹底を図ります。

施策2 都市景観の形成・保全

- ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。
- ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。

施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

- ① 高清水公園や千秋公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。【分野横断Ⅲ】
- ② 市民の郷土意識の醸成や文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。
- ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街並みの保全と整備に努めます。【分野横断Ⅲ】
- ④ 文化財への理解促進を図るため、復元整備した建物や発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座や体験学習を実施するなど、文化財の活用に努めます。

(3) 生物多様性保全対策の推進

ア 環境目標・指標

**生物多様性に配慮した地域環境を保全するとともに、
自然と共生した社会を実現します**

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|--------------|----------------|-------|
| 生物多様性地域戦略の策定 | 策定 (平成32年度) | — |

イ 施策の方向

本市には様々な自然環境に野生生物が生息・生育し、豊かな生物相が育まれていることから、生物多様性の現況を把握するとともに、その大切さについての啓発を行います。

また、市民等との協働のもと、森林や農地、河川、海などの多様な自然環境を保全していくことにより、生態系のネットワークの形成を図ります。

施策1 希少種等の保全や外来生物等への対策

- ① 自然環境を保全する意識の普及啓発を図ります。
- ② 市域に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護に努めます。
- ③ 良好な自然環境や景観等が残る地域は、必要に応じて法令による指定を行うなど適切な保全を図ります。
- ④ 鳥獣保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存等を規定した種の保存法の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ⑤ 移入種の放逐の禁止等を規定した外来生物法の適正運用により、市民や事業者に対し、生態系の調和に影響を及ぼす外来生物などを持ち込まないよう啓発に努めます。
- ⑥ 野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などを防止するため、人と生きものとの共生のための方策を検討していきます。
- ⑦ 生物多様性の保全と持続的な利用に努めます。
- ⑧ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限に留めます。

5 協働による環境保全の取組

協働で環境保全活動を行い、 地域環境を整備し、 環境に配慮した暮らしを実現するまち

市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全と創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイルや行動様式を変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

めざす姿

- 子どもから大人までのあらゆる世代で、秋田市の自然や歴史・文化等から環境の大切さを学ぶ環境教育・環境学習が行われています。
- 市、事業者、市民および民間団体等全ての主体がパートナーシップのもと、それぞれの責務と役割を果たし、協働による環境保全活動の実践を通じて、環境保全に対する人々の意欲と地域への愛着が深まっています。
- 県都としての都市機能を有しながら、豊かな自然環境等に恵まれた特徴をいかした環境にやさしい心豊かな暮らし方に光をあて、新たな人の流れをつくり出すことで、地域の魅力の一つにつながっています。

「持続可能な社会の実現に向けた環境教育、協働取組」について

私たちは、生活や事業活動を通じ、化石燃料をはじめエネルギーや資源を利用し、環境に負荷を与えています。一方で、地球環境や地域の環境の悪化により、私たちの生活に影響が及んでいきます。

このような中、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会を構築し、安全な生活環境を確保していくよう、ライフスタイルやワークスタイルを変革し、経済社会活動を持続可能なものとしていくことが問われています。

一人ひとりの意識を変え、主体的に環境保全活動に取り組んでいけるよう、家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要です。そのためには、市民、事業者および民間団体等が、互いに連携し、環境保全活動に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

様々な主体が支え合いながら環境教育・環境学習や環境保全活動を行う協働取組を進めていくことで、さらに取組の輪を広げていくことができます。



資料：E I C ネット

(1) 環境教育・環境学習の推進

ア 環境目標・指標

環境教育・環境学習を通じて人材を育成するとともに、誰もが意欲的に環境の保全と創造に取り組んでいく仕組みづくりを進めます

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|--------------------------|-------|---------------------|
| 市が実施する環境学習講座の開催回数 | 年間30回 | — |
| ホテルマップ作成時のホテル生息状況調査の参加者数 | 750件 | 738件 (平成26年度調査時) |

イ 施策の方向

子どもから大人までのあらゆる世代の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場・機会を通じて、総合的に推進します。

また、市民生活に密着した環境情報を提供するなど、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組がなされるよう、環境教育・環境学習を推進します。

施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実

- ① 市広報、テレビ、インターネットやSNSなどの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を行います。
- ② 子どもや市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
- ③ 小中学校や高等教育機関、関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。
- ④ 体験学習や自然観察会の実施など自然に親しむ機会の充実を図るとともに、環境教育・環境学習につなげる機会・プログラムの充実を図ります。
- ⑤ 市有施設などで環境に関する展示の充実を図ります。
- ⑥ 環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
- ⑦ 身近な生きものの調査を市民参加で行い、環境を守り育てる意識の醸成を図ります。【分野横断Ⅰ】

- ⑧ 子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンナップ活動など、地域の環境保全活動への参加の機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ】

施策2 情報の収集と提供

- ① 市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報提供を行います。
- ② 図書館など公共施設における環境に関する資料の整備を推進します。
- ③ 教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を行うとともに、インターネットの活用や印刷物などにより環境情報の提供に努めます。
- ④ 環境情報の全庁的活用や市民・事業者への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。

(2) 自主的な環境保全行動の推進と協働による取組の推進

ア 環境目標・指標

市、事業者および市民による環境保全行動を支援・促進するとともに、協働により取り組む社会を実現します

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|--------------------|------------------|-------------------|
| 自然環境保全市民活動計画の認定団体数 | 8 団体 (平成38年度) | 5 団体 (平成27年度末) |

イ 施策の方向

市民、事業者および民間団体等による環境保全行動を支援・促進し、環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及を図ります。また、市民、事業者、民間団体等および市の協働による取組を推進するための体制や仕組みを構築します。

施策 1 環境に配慮した自主的行動の推進

- ① 事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。
- ② 事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。
- ③ 市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮を促進するような取組を図ります。
- ④ 公共事業や各種開発事業、土地利用の変更などに際して自然環境配慮指針等との整合性をチェックし、適切な方向に誘導します。
- ⑤ 環境影響評価法、秋田県環境影響評価条例への的確な対応を図ります。
- ⑥ 大規模小売店舗立地法に基づき、周辺地域の生活環境の保全のための措置や廃棄物の減量化およびリサイクルの推進などの的確な対応を図ります。

施策2 連携した各主体の協働による環境保全行動の推進

- ① 町内会やグループ、ボランティア、NPOなどが行う環境保全活動への支援を行います。【分野横断Ⅰ】
- ② 環境保全活動を実践する市民の交流や情報提供を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ③ 市民参加による身近な生きものの調査や、地域におけるリサイクル活動、クリーンナップ活動など、市民等との協働による環境保全活動の支援充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ④ 環境保全活動を実践する事業者の交流や情報提供を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ⑤ 秋田県、関係する地方公共団体、学校、公共機関、市民団体・グループ、NPO、企業等が連携し、協働して環境保全活動を進めます。【分野横断Ⅰ】
- ⑥ 市、事業者および市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを進めます。【分野横断Ⅰ】
- ⑦ 関係する地方公共団体や調査・研究機関等との連携の強化を進めていきます。
- ⑧ 海外の都市と、共通する環境問題等の情報交換に努めます。

(3) 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

ア 環境目標・指標

地域を多面的に活性化することで、環境と共生する心豊かな暮らし方を実現します

| 指 標 | 目 標 値 | 現 状 値 |
|---------------|----------|-------|
| エネルギーパークの見学者数 | 年間1,200人 | — |

イ 施策の方向

環境にやさしく心豊かに暮らすことのできる、環境共生型のライフスタイル・ワークスタイルを提案・発信します。

施策1 多様な自然環境と共生する地域づくり

- ① 森林や農地、河川、海岸など市内の多様な自然環境を、環境面から見た資源（環境資源）と捉え、これらの環境資源を保全し、持続的な活用を図っていくために、地域の特性に応じて適切な環境施策を効果的に推進していきます。

施策2 環境共生スタイルの発信

- ① 風力や木材等の再生可能エネルギーの普及や、自然を保全し、ふれあう仕組みづくりなどを通じて、環境と共生する心豊かな暮らし方を本市の魅力として広く内外に発信していきます。【分野横断Ⅲ・Ⅳ】
- ② 市内の多様な再生可能エネルギー施設を「あきた次世代エネルギーパーク」としてPRし、見学してもらうことで環境意識の醸成を図り、住宅用太陽光発電やペレットストーブなどの普及拡大につなげます。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】
- ③ 豊かな自然の象徴であるホテルの保全活動を通じて市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、人と豊かな自然が共存できるふるさと秋田の魅力のPRに努めます。【分野横断Ⅲ】

6 分野横断的取組

望ましい環境像の実現に向けて、環境分野ごとの施策は多岐にわたります。環境の保全および創造に向けた取組を牽引していくため、各分野間の施策を横断的一体的に推進することが有効です。

そこで、総合計画を補完する環境基本計画の役割を踏まえ、持続可能なまちづくりの観点から、地域の様々な課題解決にも資する環境保全施策を抽出し、分野横断的に取り組んでいくプロジェクトを設定します。

(1) 持続可能なまちづくりに向けて

本市の総合計画である「県都『あきた』成長プラン」では、基本理念を「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」と定め、県都として持続的な成長・発展を実現していくために、人口減少問題を正面から受けとめ、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていきます。

しかし、本市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域の様々な課題に直面しています。少子高齢化と生産年齢人口の減少が、中小企業や農家の後継者不足、経済活動の縮小、地域コミュニティの弱体化など、様々な問題を招きます。

一方で本市の環境の成り立ちを見ると、水や食料などの“恵み”を供給する自然環境が豊かな農村と、その恩恵を受ける都市が市域内で共存し、お互いに支え合うことで、地域の社会や経済が成り立っているという特徴が見えてきます。そして、地域の環境保全に対する高い市民意識のもと、協働による環境保全活動が進みつつあります。

そこで、分野横断的な施策の推進に当たっては、行政のみならず、市民や事業者等の自主的な行動を促進するとともに、各主体が積極的に様々な取組に参画できるよう促進することにより、県都としての「持続可能なまちづくり」に寄与し、環境・経済・社会が統合的に向上していくことを目指します。

●分野横断目標

自然と共生し、多彩な魅力にあふれる 心豊かで、心うるおう持続可能なまちづ くりを進めます



資料：環境省資料をもとに作成

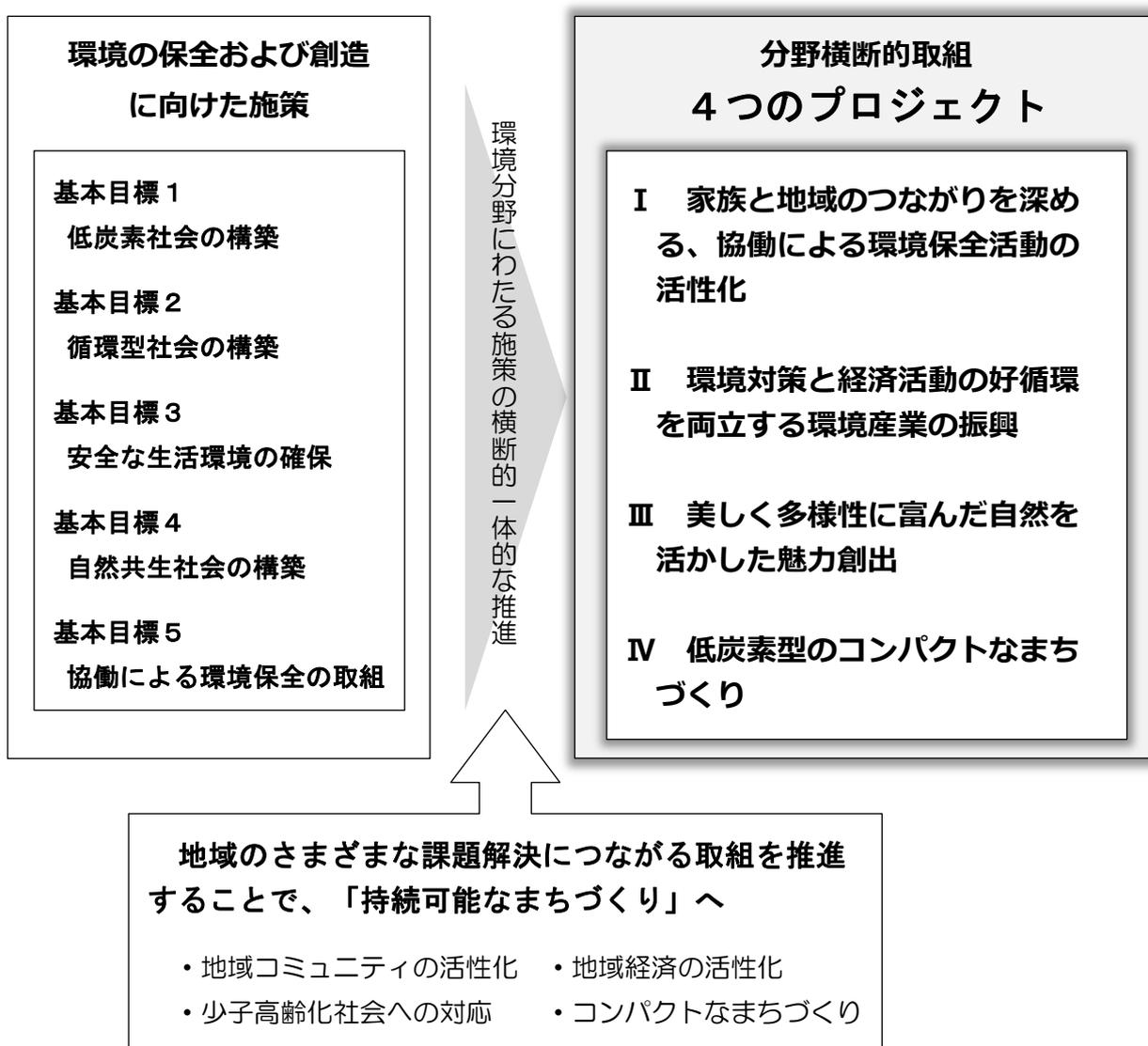
- ・都市と農村などの多様な地域同士のつながりが強化され、多様な自然がもたらす再生可能なエネルギーや自然資源を基本とする循環が生まれています。
- ・森林や里山、河川や海といった生態系のつながり（ネットワーク）が豊かになり、良好な自然環境が保たれています。
- ・自然の循環を損なわないように環境への負荷を少なくし、健康に暮らせる生活環境が保たれています。

(2) 4つのプロジェクト

総合計画を補完する環境基本計画の役割を踏まえ、持続可能なまちづくりの観点から、地域のさまざまな課題解決にも資する施策を抽出し、分野横断的に取り組んでいくものとします。

そのために、市民による地域貢献やコミュニティへの参加に対する高い意識・意欲に根ざし、人口減少問題をはじめとする本市が直面している諸課題の解決につなげつつ、環境の保全と創造に向けた4つのプロジェクトを設定します。

● 4つのプロジェクトの設定



なお、プロジェクトの設定にあたっては、本計画の策定にあたり実施された「秋田市の環境ワークショップ」（27～29ページ参照）で、参加した市民（学生）のみなさまから提案された「アクションモデル」を参考にしました。

プロジェクトI

家族と地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化

本市では、少子高齢化が進むなか、子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会への転換や、生涯を通じ地域コミュニティの中で活躍できる機会を創出していくことが必要です。

市民の環境保全活動への高い参加意欲に根ざし、河川や海岸の清掃、森林整備などの地域の課題の解決に寄与する環境保全活動をより一層活発化させ、家族のコミュニケーションや、地域における住民同士のつながりを深めていきます。

地域での課題解決に向けた環境保全活動の活発化（基本目標2・4・5）

- 2Rや地域におけるリサイクル活動、クリーンナップ活動の促進
【「アクションモデル1：市民参加型制度の構築（77ページ）参照】
- 都市緑化活動の促進
- 市民参加による身近な生きものの調査の実施
- 自然とのふれあい、体験活動の機会の充実
【「アクションモデル4：自分の子どもにも受けてほしいと思える環境学習（78ページ）参照】

協働による環境保全活動を支える様々な支援（基本目標5）

- 町内会やグループ、ボランティア、NPOなどが行う環境保全活動への支援
- 環境保全活動を実践する個人・団体・事業者等の交流促進、情報提供
- 協働して活動するためのネットワークづくり支援



波及効果

- **親子、家族のコミュニケーションの増進**
- **地域における住民同士のつながりの深化**

プロジェクトⅡ

環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興

本市では、生産年齢人口の低下による中小企業や農家の後継者不足、需要低下による経済活動の縮小などが問題となっています。

美しく多様性に富んだ秋田市の自然資源を活かした環境関連産業（持続可能な農林水産業、再生可能エネルギーの利活用など）の振興を図っていくことにより、環境保全と経済活動の好循環、地域の活性化に結びつけていきます。

自然資源、自然エネルギーの利活用の促進（基本目標1・4）

- ・ 事業所等での省エネルギー診断、省エネルギー機器・設備の普及（LED照明、高効率空調など）
- ・ 住宅や事業所、遊休地での再生可能エネルギーの導入普及（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、地中熱利用、バイオマス利用など）
- ・ フードマイレージの低減から、地場産農産物・地域特産品の市内流通の促進（啓発活動）
- ・ 地場産農産物・地域特産品を扱う直売活動の推進、小中学校の学校給食での利用拡大

環境関連産業の育成支援（基本目標1・4）

- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（次世代エネルギーパークを活用した啓発、情報発信）
- ・ 再生可能エネルギーに係る研究開発・製品開発支援バイオマスなどの環境関連技術の開発や、環境関連産業の振興
- ・ 新たなライフスタイルを実践するモデル地域の設定（地域おこし協力員や地元住民、事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等）



波及効果

- **環境関連産業の振興**
- **環境保全と経済活動の好循環と地域の活性化**

プロジェクトⅢ

美しく多様性に富んだ自然を活かした魅力創出

本市では、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職などによる転出が進む一方、転入は県内市町村からと偏っています。市外への人口流出を抑えるとともに、県外からの移住を増やすことが必要です。

都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまちという本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験できる場・機会を増やしていくことにより、市外からの移住や観光振興による交流人口の増加につなげていきます。

自然を体験・観光する機会の提供（基本目標1・4・5）

- ・ 体験学習や自然観察会、農業体験、ホテルの保全活動の機会の提供
- ・ エコツーリズムに係る活動の促進（市内の自然を楽しむ体験・観光、地域の自然を活かした環境教育・環境学習）
- ・ 自然環境と一体となった史跡や景観、自然に支えられた郷土の祭りや伝統行事などの伝承・保存

自然と調和するまちの魅力のPR（基本目標1・4・5）

- ・ 地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外に発信
【「アクションモデル2：人と自然との共生（77ページ）参照】
- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいを促進していく仕組みづくり
【「アクションモデル1：市民参加型制度の構築（77ページ）参照】
- ・ 森林の新たな活用のあり方を検討（森林のもつ健康増進効果や、生きがいづくり、やすらぎの場としての働きの活用）
- ・ 地場産農産物・地域特産品を扱う直売活動の推進



波及効果

- 市外からの移住、観光振興
- 交流人口の増加

プロジェクトⅣ

低炭素型のコンパクトなまちづくり

本市では、人口減少に伴い、エネルギー消費や温室効果ガスの排出、廃棄物の排出など、環境への負荷が減少していくと予想されます。一方で、市街地の低密度化や公共交通の利用者の減少などが進行してしまうと、インフラの維持・更新などのコスト増大や公共サービスの低下も危惧されます。

自動車での移動による温室効果ガスの排出抑制につながり、エネルギー消費効率のよい低炭素型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進めていきます。

低炭素型の都市構造への転換促進（基本目標1・3）

- ・ 集約型都市構造の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導
- ・ 都市拠点間をつなぐ交通網の形成、道路交通の円滑化（道路整備などによる交通環境の改善）
- ・ 建築物の環境性能向上（省エネルギー化や高断熱化）
- ・ 住宅や事業所、遊休地での再生可能エネルギーの導入普及

低炭素社会の構築に向けた啓発と情報発信（基本目標1・3・5）

- ・ 家庭や事業所等での地球温暖化防止についての啓発や情報提供
- ・ 移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制、自転車利用、公共交通機関への利用転換、次世代自動車などについての啓発
【アクションモデル3：マイカー抑制（78ページ）参照】
- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（次世代エネルギーパークを活用した啓発、情報発信）
- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいを促進していく仕組みづくり
【「アクションモデル1：市民参加型制度の構築（77ページ）参照】



波及効果

- **利便性が高く、快適なまちづくり**
- **インフラ維持・更新のためのコストの軽減**

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

第6章

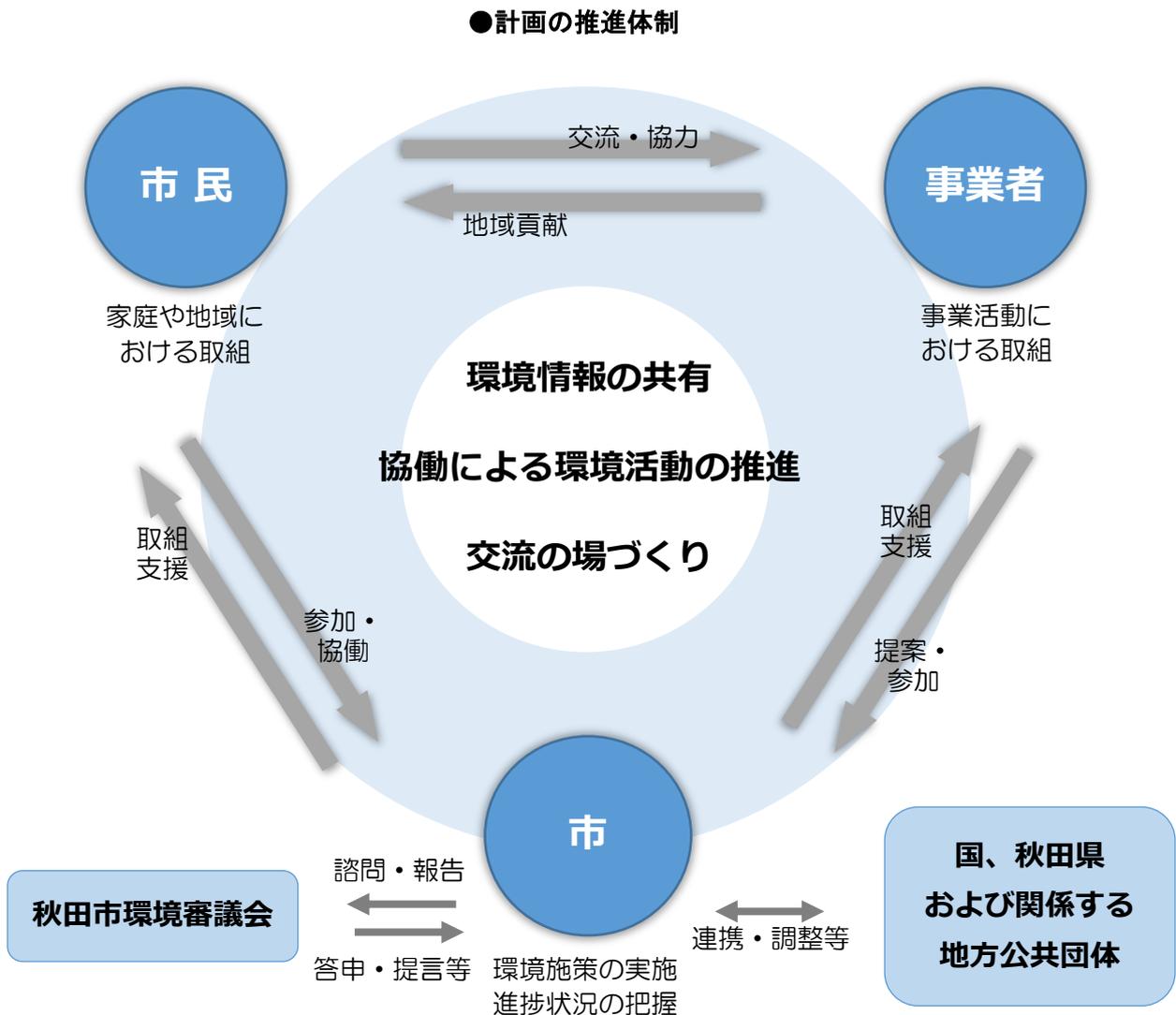
計画を推進するための仕組み

本計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、各環境目標・指標の達成状況や各施策の取組状況を定期的に把握した上で、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、環境マネジメントの考え方にに基づき、PDCAサイクルの一連の手続によって、本計画の進行管理を行っていきます。

1 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進される仕組みが必要です。このため、秋田市環境基本条例や環境都市あきた宣言に基づき、市（行政）、事業者および市民が協働しながら、それぞれ役割を自主的に果たすよう推進体制の整備に努めます。



(1) 市の推進体制

市（行政）は、計画の趣旨および施策の取組内容の周知啓発に努め、総合的かつ計画的に推進する環境施策を基軸として、庁内の各部局との連携を強固にし、望ましい環境像を念頭に置いた施策の展開を図っていきます。

(2) 秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関係団体の代表者などで構成される秋田市環境審議会を設置しています。市は、環境審議会に対し環境基本計画の策定や変更、推進に関する報告を行うとともに、意見や提言を受け、その反映に努めます。

(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備

ア 環境情報の共有

環境に関する各種情報の整備を図り、インターネット等を活用した迅速な情報提供等を行い、市民が気軽に活用できるよう努めます。

イ 協働による環境活動の推進

環境関連活動団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進し、環境に配慮したまちづくりのため、市、事業者および市民の協働による環境活動の推進に努めます。

ウ 交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携などを行うため、環境関連活動団体同士の交流の場づくりに努めます。

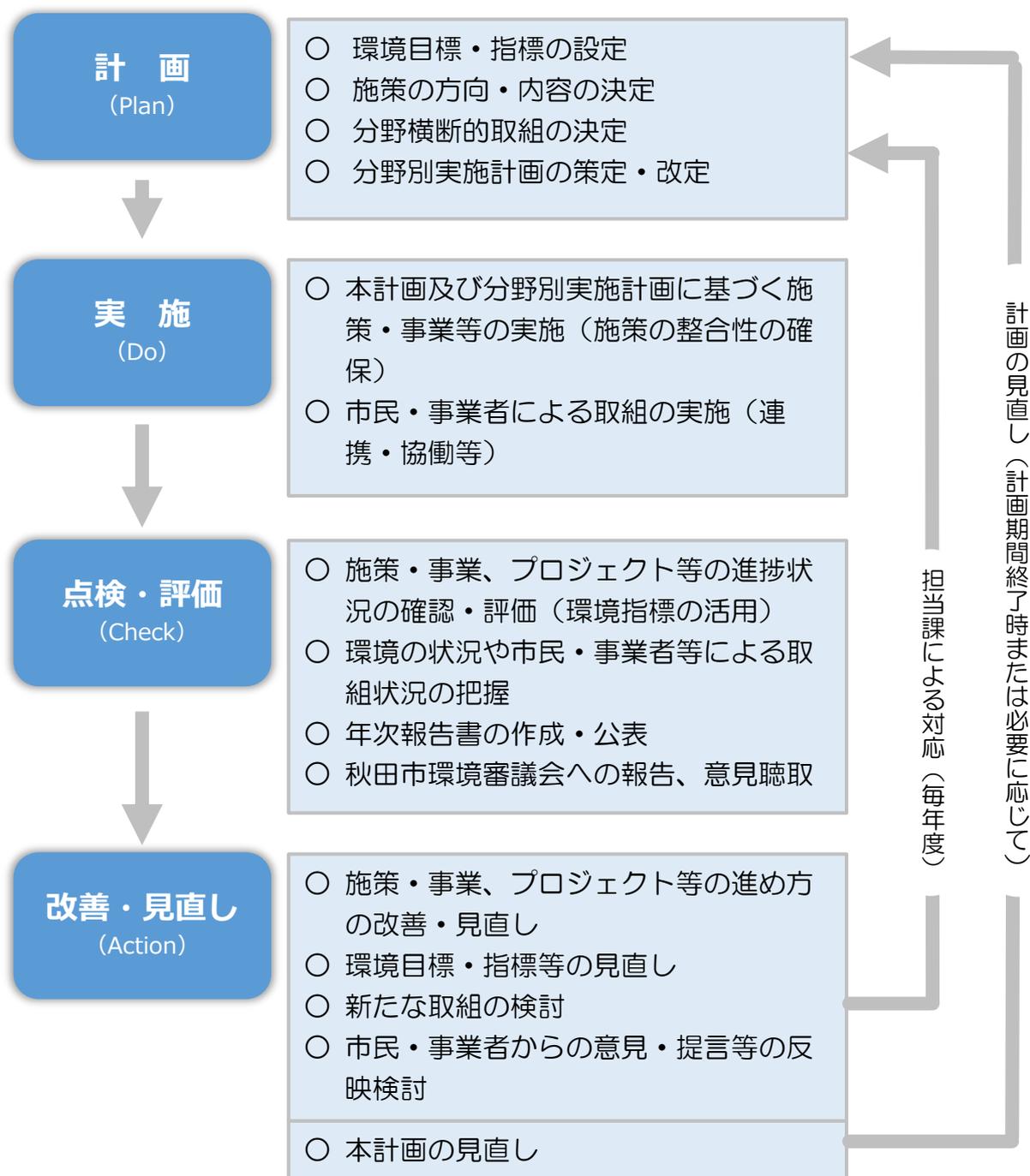
(4) 広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全のように市域を越えて対応する必要がある課題や地球環境問題をはじめとする広域的な対応が必要な課題に対しては、国、秋田県および関係する地方公共団体との連携を図り、相互に協力して広域的な視点から取組を推進します。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進していくために環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

●計画の進行管理の流れ



(1) 施策の整合性の確保

施策の立案や推進に当たっては、本計画との整合性を図ります。

(2) 環境目標・指標の設定、活用

環境の状況や施策の実施状況を評価するため、環境目標・指標を設定し、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、環境目標・指標は、本計画の推進段階においても実態調査などをもとに見直しするとともに、必要に応じて追加します。

(3) 年次報告書の作成・公表

本計画の施策・事業、プロジェクト等の進捗状況や目標達成状況を把握・評価した結果を取りまとめた年次報告書の作成については、秋田市環境基本条例第10条で定められています。

年次報告書の作成・公表を通じて、点検・評価した結果の情報公開を行うとともに、市民、事業者等から広く意見を募集します。

(4) 改善・見直し

施策・事業、プロジェクト等の進め方や本計画の改善、見直しに当たっては、秋田市環境審議会をはじめ、市民や事業者からの意見等を受けて、計画の効果的な推進に努め、内外の情勢の変化を考慮します。